

第2章

東北農業の課題、
主要施策への取組状況

第2章

東北農業の課題、主要施策への取組状況

1 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組

(1) 農地・農業施設の復旧状況

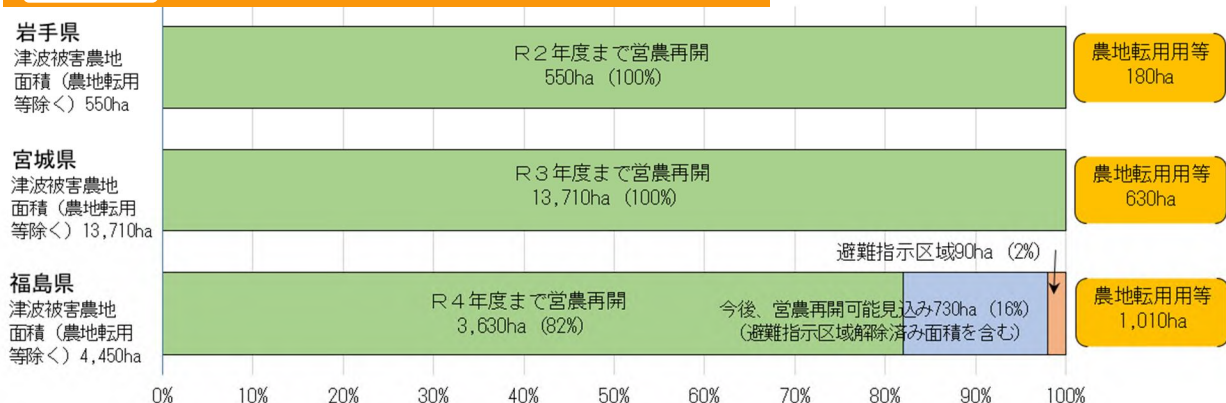
現状と課題

- 平成 23(2011)年 3 月 11 日の東日本大震災発災から 12 年が経過し、様々な復興施策を講じるなかで、被災地の復興は大きく進展しました。
- 地震・津波被災地域では、第 1 期復興・創生期間内（平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度まで）で住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、農林水産業においても、農地・農業用施設等の農林水産関係インフラの復旧はおおむね完了したことから、復興の総仕上げの段階に入っています（図表 2-1、2-2）。
- 福島県の原子力災害被災地域においては、原発事故に伴う避難指示が発出された地域のうち、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除される等、復興・再生が本格化しています。また、帰還困難区域についても、6 町村において特定復興再生拠点区域の整備が着実に進み、令和 5 年 5 月 1 日の飯舘村を最後に、全ての特定復興再生拠点区域で避難指示が解除されました。
- しかしながら、依然として多くの住民が県内外での避難生活を強いられている等、第 2 期復興・創生期間（令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度まで）においても多くの課題があります。
- 原子力災害からの復興・再生に向けては、中長期的な対応が必要であり、本格的な復興・再生を進めるにあたって諸課題への取組を具体化し、着実に実施していくことが重要です。

図表 2-1 被災3県の農地・農業施設の復旧状況(令和5(2023)年3月末現在)

項目	被害状況 岩手 宮城 福島	復旧状況 (%)	備考
農地	津波被災農地(農地転用が行われたもの(見込みを含む)を除く) 18,710ha	96% (17,890haで営農再開可能)	・令和 4(2022)年度は200haを復旧。 ・一部、大区画化ほ場整備を実施。
排水機場	主要な排水機場 96箇所	100% (復旧完了: 96箇所)	
農地 海岸 堤防	福島県の未査定 3地区を含む 121地区	98% (復旧完了: 118地区)	・未着工地区は、福島県避難指示区域内。

図表 2-2 被災3県の農地の復旧状況と今後の見通し



資料：東北農政局作成

(2) 原子力被災 12 市町村の営農再開状況

現状

原子力被災 12 市町村において営農を休止した耕地面積 17,298ha について、令和 7 (2025) 年度の営農再開目標を約 6 割、1 万 ha としています。これに対して、令和 4 (2022) 年度末時点の営農再開面積は、前年度から 645ha 増加し 8,015ha (営農再開率 46.3%) となっています (図表 2-3、2-4)。

避難指示解除の時期等により市町村の営農再開の進展に差があり、特に帰還困難区域がある町村では、営農再開はまだこれからという状況です。

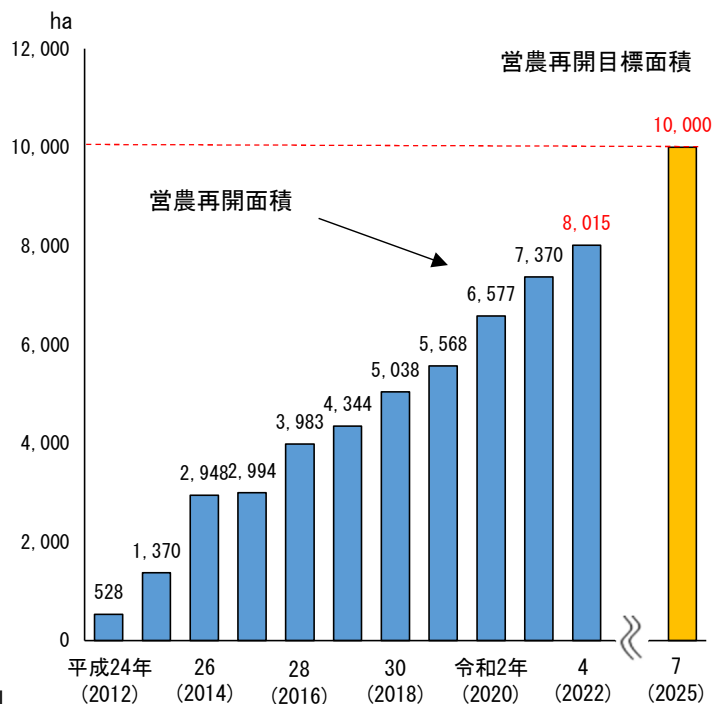
図表 2-3 原子力被災 12 市町村の営農再開状況

市町村名	避難指示 解除時期 ①	営農再開の状況		
		休止面積 ② (ha)	再開面積 (R5.3) ③ (ha)	再開割合 ④ (%)
広野町	-	269	229	85.1
田村市	H26.4.1	893	534	59.8
川内村	H26.10.1	605	357	59.0
楡葉町	H27.9.5	585	414	70.8
葛尾村	H28.6.12	398	117	29.4
南相馬市	H28.7.12	7,289	4,753	65.2
川俣町	H29.3.31	375	237	63.2
飯舘村	H29.3.31	2,330	738	31.7
浪江町	H29.3.31	2,034	409	20.1
富岡町	H29.4.1	861	205	23.8
大熊町	H31.4.10	936	21	2.2
双葉町	R2.3.4	723	1	0.1
合計		17,298	8,015	46.3

資料：東北農政局作成

- 注 1：①避難指示解除時期は、1 回目の「避難指示区域」の見直しが行われた年月日を記載。
 2：②休止面積は、2010年世界農林業センサスより整理。
 3：③再開面積は、福島県調べ。南相馬市の再開面積は市全域。
 4：④再開割合は、③再開面積÷②休止面積。

図表 2-4 原子力被災 12 市町村の営農再開状況の推移



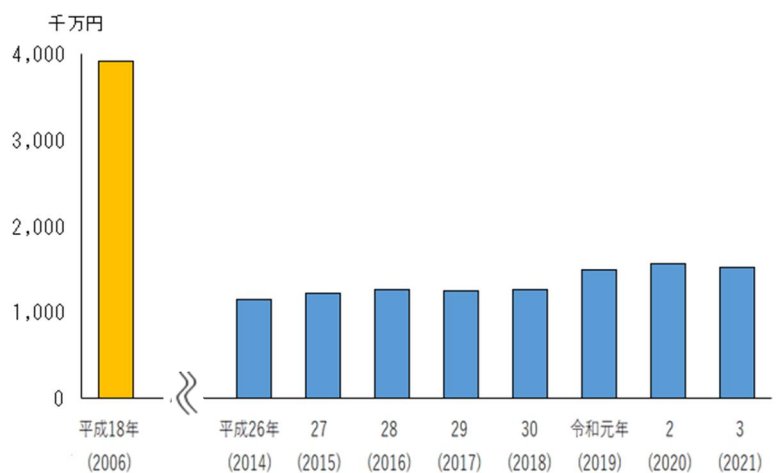
資料：東北農政局作成

注：各年の営農再開面積は、原子力被災12市町村の営農再開面積の合計。

また、原子力被災 12 市町村の農業産出額は、営農再開の進展に伴い回復基調にあるものの、震災前の 4 割程度にとどまっています (図表 2-5)。

営農再開の加速化に向け、改正福島特措法による農地の利用集積を進めつつ、令和 3 (2021) 年度には福島県高付加価値産地展開支援事業を創設し、国産需要の高い加工・業務用野菜等の広域的な産地の創出に向けた拠点整備を進めています。

図表 2-5 原子力被災 12 市町村の農業算出額の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：農業産出額 (市町村別) は、平成 19 (2007) 年度から平成 25 (2013) 年度まで作成していないことから、震災前の比較対象として、平成 18 (2006) 年度の値を記載。

原子力被災 12 市町村への人的支援

令和2(2020)年度から原子力被災 12 市町村に農林水産省職員を派遣し、それぞれの市町村の状況に応じた支援を行っています。また、技術職員（農学、農業土木）等からなるサポートチーム（15 名）をとみおかまち富岡町に設置し、派遣職員の活動等を機動的にサポートしています。

図表 2-6 原子力被災 12 市町村における派遣職員の取組

かんしょ（さつまいも）の作付拡大の推進（ならはまち檜葉町）

- ・ならはまち檜葉町では、県外企業の協力を得て、かんしょの産地化にチャレンジ。
- ・派遣職員は、JAの檜葉町甘藷生産部会の設置を契機に新たな生産者の掘り起こしに取り組み、令和4(2022)年は40名が作付けを行い、町全体では45haまで作付面積が拡大。
- ・令和5(2023)年度から稼働の「ならはまち檜葉町特産品開発センター」を活用し、かんしょ、ゆず等の町内産農産物を活用した特産品の開発により、生産者の所得向上とさらなる生産者の拡大を図る。



かんしょ栽培指導の様子

ほ場整備計画の見直し（かわうちむら川内村）

- ・かわうちむら川内村では、営農再開に向け、県営でのほ場整備を計画（6工区、面積約60ha）。
- ・派遣職員は、事業採択に向け先頭に立って手続きや関係者との調整を行い、令和4(2022)年度に事業が採択。
- ・並行して、ほ場整備がより効果的になるように地区内を蛇行する河川の改修等、計画の見直しを提案し、その実現に向け関係機関、農業者との調整に尽力。



ほ場整備事業説明会の様子

営農再開ビジョン策定の支援（おおくままち大熊町）

- ・おおくままち大熊町では、令和4(2022)年度からの本格的な営農再開に向け「営農再開ビジョン」を策定。
- ・派遣職員は、当該ビジョン策定のための委員会（町、県、JA、福島相双復興推進機構等で構成）の立ち上げや運営等に携わるとともに、町主催の座談会の開催をサポートし、当該ビジョンのとりまとめに貢献。
- ・令和4(2022)年度は当該ビジョンの具体化に向けて、アンケート調査の取りまとめや町内外の担い手の営農再開に向けた調整に尽力。



町主催の座談会の様子

人・農地プランの実質化の取組（ひろのまち広野町）

- ・ひろのまち広野町では、令和2(2020)年度から人・農地プランの実質化に向けた取組を実施。
- ・派遣職員は、生産者への意向確認や中心経営体へのヒアリングを行い、プラン案を作成。地区座談会での話し合いをとりまとめ、令和3(2021)年度に町内全5地区の実質化を完了。
- ・人・農地プランの実質化を受け、農地中間管理機構を活用した農地集積の契約を推進中。



地区座談会の様子

取組事例 有限会社高^{たか}ライスセンター(福島県南相馬市^{みなみそうまし})

有限会社高^{たか}ライスセンターは、平成14(2002)年の設立以降、水稻、小麦及び大豆の生産と6次産業化に取り組んでいます。東日本大震災の直後は近隣の延べ500haにわたる農地の草刈りを受託し、農地の維持管理と従業員の給与確保に取り組みました。

2年3作のブロックローテーションと不耕起V溝乾田直播栽培の組み合わせにより、春作業のピーク分散や収量の安定確保を図り、長期休暇を可能とするとともに、連作障害や雑草抑制にも効果を発揮する等、他の農業者の模範的な取組を展開しています。

また、ドローンや収量測定機能付きコンバイン、自動操舵システム等を積極的に導入するとともに、ほ場管理システムを活用し、作業日報や年間作付計画、栽培履歴等を一元管理等、作業を効率化しています。

さらに、設立当時から加工・販売している「多珂うどん」は、地域を代表する6次産業化商品です。

これらの取組が評価され、令和4(2022)年度には、農林水産祭天皇杯(農産・蚕糸部門)を受賞しました。



水稻→小麦→大豆のローテーション



施肥・播種作業の様子



6次産業化による代表商品「多珂うどん」

取組事例 農事組合法人13区営農組合(福島県飯舘村^{いいたてむら})

飯舘村では、令和元(2019)年度から農地中間管理事業による農地利用集積の取組を開始し、令和4(2022)年度までに、村内9地区で計405haを集約し主要な担い手により営農が行われています。

住民帰還が進まず、担い手が極めて限られる中、農事組合法人13区営農組合は、地区内の営農再開を効果的に推進するため、令和元(2019)年10月に集落営農組合の有志6名で設立されました。農地中間管理事業を活用して集落内外の農用地120haを集積しながら、飼料作物(飼料用米、WCS用稲、牧草等)の生産を開始しています。

今後は新たにデントコーン、子実用とうもろこし等を生産し、村内の畜産農家との飼料と肥料の交換による耕畜連携に取り組む予定にしており、村内の自給飼料の生産拡大を通じて、更なる農地の集積拡大を目指しています。



乾田直播の生育状況



デントコーンの生育状況



農機具保管庫

(3) 被災地産食品の利用・販売促進に向けた取組

「食べて応援しよう！」の取組状況

- 農林水産省では、被災地産食品を積極的に消費することによって、産地の活力再生を通じた被災地の復興を応援するため、「食べて応援しよう！」というキャッチフレーズの下、様々な取組を呼びかけています。

これまでに生産者や事業者等の努力により放射性物質を低減させる様々な措置がとられるとともに、食品中の放射性物質の基準値に基づいた出荷制限、作付制限等の措置により農畜産物等の安全が確保されてきましたが、被災地産食品の購入をためらう消費者は、現在も一定程度存在しています。そのため、消費者の正しい理解の促進を図ることを目的として、被災地産食品の販売フェアや社内食堂などでもこれらを優先的に利用しようという取組が、呼びかけに応じて広がっています。

- 全国の事業者等が実施しているこの取組をきっかけに、事業者が被災地の生産者を訪れ、生産現場の様子や生産者のこだわり、想いを情報発信することにより、生産者と消費者のココロをつなぐ産直通販等の新たな広がりも見られたところです。

農林水産省では、今後も被災地支援に取り組んでいきます。

「食べて応援しよう！ in 仙台」を開催

東北農政局では、平成 29(2017)年から岩手県、宮城県及び福島県の農林漁業者及び食品事業者等が、仙台市で農林水産物や加工食品などを販売するイベント※を開催してきました。

このイベントは、生産者と消費者が交流することで、消費者の被災地産食品に対する理解を深め、積極的な消費を促すとともに、風評払拭や産地の活力再生を通じた被災地の復興を応援することを目的として行っています。これまでの開催で、延べ 165 の出店と約 3万5千人の来場者があり、生産者と消費者の交流が行われました。

また、職員を対象に、福島県浜通りを中心とした地域の農林水産物等の斡旋・販売などに取り組んでおり、令和 4(2022)年は仙台合同庁舎食堂において、大熊町産いちごがメニューの一品として提供されました。



令和 4(2022)年 7 月に勾当台公園(仙台市)にて開催した「第 4 回食べて応援しよう！ in 仙台」の様子



飲食コーナーの様子

※ 令和 2(2020)年、3(2021)年は、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となり、令和 4(2022)年 7 月に「第 4 回食べて応援しよう！ in 仙台」を再開。

2 食料安全保障の強化に向けた構造転換対策、生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施、需要拡大の推進

(1) 需要に応じた生産の推進

現状と課題

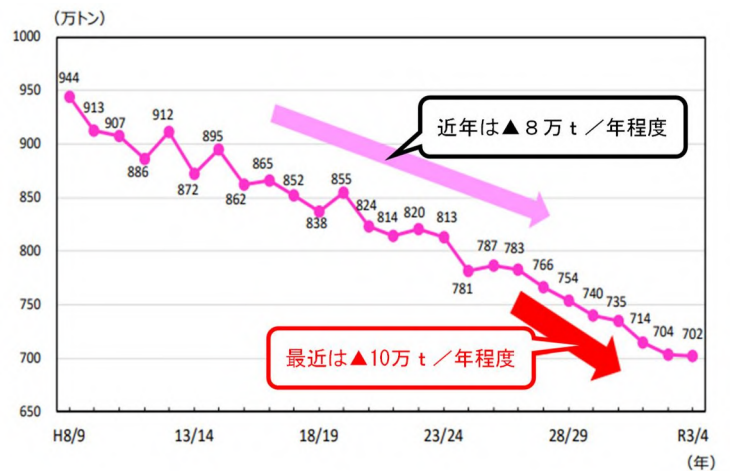
- 東北における令和4(2022)年の水稻作付面積は34万8千haで、全国の約26%を占めています(図表2-7)。
- 一方、少子高齢化・人口減少や、食料消費における選択の多様化と嗜好の変化等を背景に、国内の主食用米の需要は、毎年約10万tずつ減少を続けています(図表2-8)。
- このため、米の新たな需要を拡大するための取組のほか、需要はあるものの自給率が低い麦・大豆や、より収益性の高い野菜・果樹への転換を図ることが必要です。

図表 2-7 令和4(2022)年産米の作付面積と平年単収

地域	水稻作付面積 (ha)	全国に対する割合 (%)	平年単収 (kg/10a)
全国	1,355,000	-	511
東北	348,300	26.0	530
青森県	39,600	2.9	567
岩手県	46,100	3.4	508
宮城県	60,800	4.5	511
秋田県	82,400	6.1	517
山形県	61,500	4.5	560
福島県	57,800	4.3	530

資料：農林水産省「令和4年作物統計調査」
注：「平年単収」は、農家等が使用しているふるい目幅ベース。

図表 2-8 主食用米の需要の推移



資料：農林水産省「米をめぐる状況について(令和5年5月)」

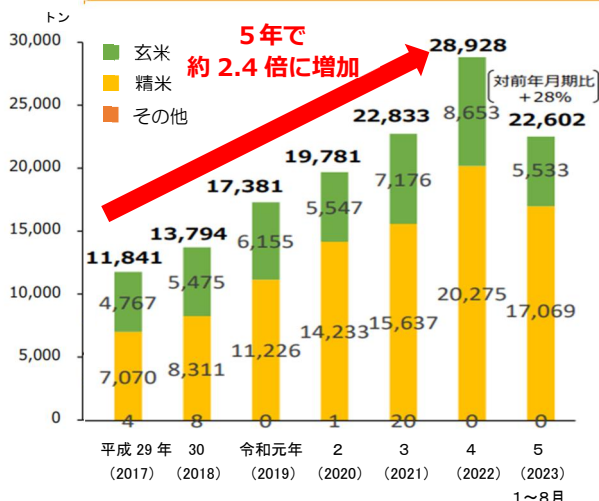
施策

<米の輸出拡大>

米の国内マーケットが縮小傾向にある一方で、海外における日系スーパー、日本食レストランチェーン、おにぎり店等の需要開拓を進めた結果、近年、米の輸出は大きく増加しています(図表2-9)。

日本酒やパックご飯等の海外需要も増加傾向にあり(図表2-10)、東北においても、新たな工場を整備して、輸出を拡大する取組が行われています。

図表 2-9 商業用の米の玄米・精米別輸出量の推移



図表 2-10 パックご飯等の輸出実績の推移



＜野菜や果樹等の高収益作物の生産拡大＞

野菜や果樹は、生産に必要な労働時間は水稲よりも多くなるものの、単位面積当たりの農業所得が高くなっています。

農林水産省では、生産・省力化に必要な機械や農業用ハウス等の施設の導入、排水対策等の基盤整備、転換のインセンティブとなる交付金の交付等により、高収益作物への転換を推進しています。

東北においても、令和5(2023)年3月時点で、69産地が「水田農業高収益化推進計画」を策定し、野菜や果樹等への転換に取り組んでいます(図表 2-11)。

図表 2-11 水田農業高収益化推進計画の策定状況(令和5(2023)年3月現在)

	産地数	主な品目
青森県	3	子実用とうもろこし
岩手県	9	子実用とうもろこし、ピーマン
宮城県	14	えだまめ、キャベツ等
秋田県	7	キャベツ、たまねぎ等
山形県	11	柿、トマト等
福島県	25	アスパラガス、宿根カスミソウ等

詳細は以下の二次元バーコードからもご覧いただけます。



資料：農林水産省「水田農業の高収益化の推進」を基に東北農政局作成

農林水産省「水田農業の高収益化の推進」 https://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/suiden_kosyueki.html

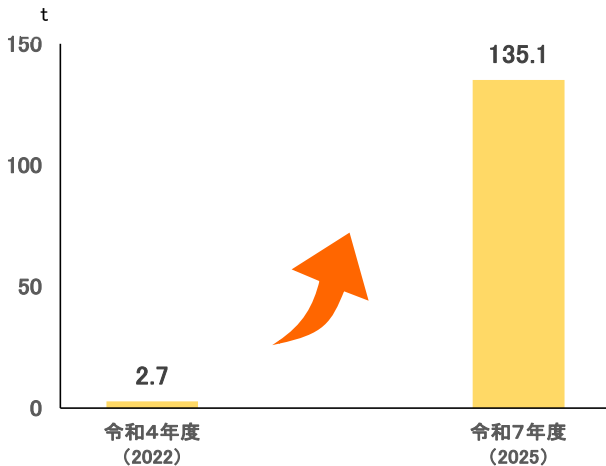
取組事例 株式会社大潟村あきたこまち生産者協会(秋田県大潟村^{おおがたむら})

(株)大潟村あきたこまち生産者協会は、国内マーケットのみならず海外マーケットへの販路拡大を見据え、米の新たな需要を創出する取組として、グルテンフリー食品や甘酒等の米加工品の製造・販売を行ってきました。

さらに令和3(2021)年には、パックご飯の工場を建設しました。パックご飯は、炊飯器が無い海外の国においても簡単に調理することができるため、輸出数量が伸びていくことが期待されます。

今後は、令和7(2025)年度にパックご飯を135.1t輸出することを目標として、商社を介さず現地まで商品運び中間手数料を削減する取組や、県内企業との共同輸送によりコンテナを最大限に有効活用し物流コストを低減する取組に加え、海外のニーズを捉えながら販路開拓を進めることとしています(図表 2-12)。

図表 2-12 (株)大潟村あきたこまち生産者協会によるパックご飯の輸出量



資料：「(株)大潟村あきたこまち生産者協会の輸出事業計画」を基に東北農政局作成

注：輸出量（t）は玄米換算の重量。



株式会社大潟村あきたこまち生産者協会製造
<https://akitakomachi.co.jp>

取組事例 農事組合法人中沢農産(岩手県八幡平市)

中沢地区の集落営農組織であった「中沢営農組合」は、平成 25(2013)年4月に「農事組合法人中沢農産」として法人化し、農地の集積を図りながら、令和4(2022)年には約 119ha まで拡大し、水稻（約 66ha）、そば（約 40ha）、にんにく（約 8ha）、加工用トマト（約 3ha）等を栽培しています。

令和元(2019)年度に「新しい園芸産地づくり支援事業のうち園芸作物生産転換促進事業（都道府県推進）※」を活用した「八幡平地域園芸産地協議会」の構成員として、水稻等からの転換によるにんにくの産地化及び実需者ニーズに応じた生産供給体制の整備に取り組んでいます。マルチロータリー、植付機、収穫機等を導入したことで、農作業は、これまでの手作業から大幅に省力化されています。



マルチロータリーで、畝立てとマルチ張りを同時作業

手作業で行っていた植付けを植付機で省力化



茎葉を刈り取った後のにんにくは、パワーハーベスタで収穫

写真提供：八幡平農業改良普及センター

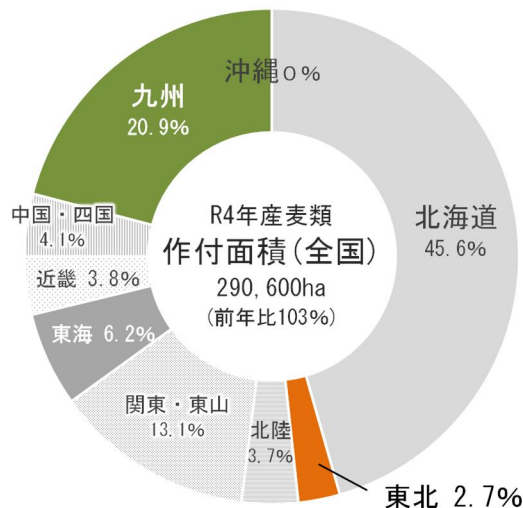
※ 「園芸作物生産転換促進事業（都道府県推進）」は、実需者ニーズに対応した野菜、果樹及び花きの生産拡大を実現するため、まとまった規模でこれら園芸産地の大口生産・供給が可能な水田地帯において、水稻から園芸作物に転換する際に新たに直面する技術面及び販売面の課題の解決に向けた取組を支援し、実需者等の関係者と連携した新たな園芸産地の育成を推進する事業である。

(2) 麦・大豆等の国産シェアの拡大

現状と課題

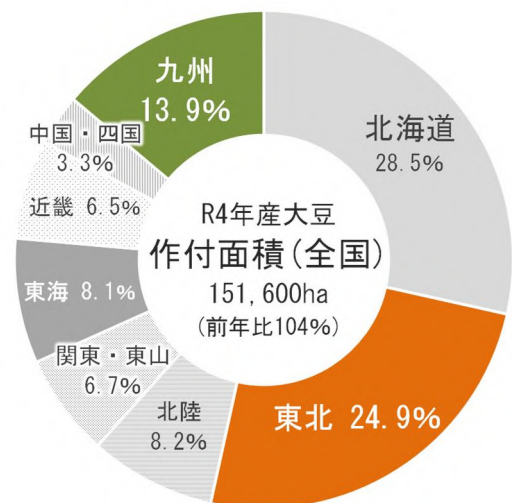
- 東北における令和4(2022)年産の麦類(小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦)の作付面積は約8千haで全国の2.7%(図表2-13)であり、このうち約8割を小麦が占めています。
- 大豆の令和4(2022)年産の作付面積は、約3万8千haで全国の24.9%(図表2-14)を占めています。
- 一方、10a当たりの収量は麦類・大豆ともに全国平均・都府県平均と比較して少ない状況(図表2-15)です。麦・大豆ともに水田における転作作物としての作付けが大部分を占めていますが、湿害に弱いことから、各ほ場に適した排水対策を行う等の単収を向上させるための取組が重要となっています。
- 麦・大豆については、堅調な需要がある一方、需要の大半を輸入でまかなう状況が続いています(図表2-16)。国際情勢の変化等により、食品関係企業から国産の麦・大豆の安定生産に対するニーズも高まっています。

図表 2-13 令和4(2022)年産麦類の農業地域別作付け割合



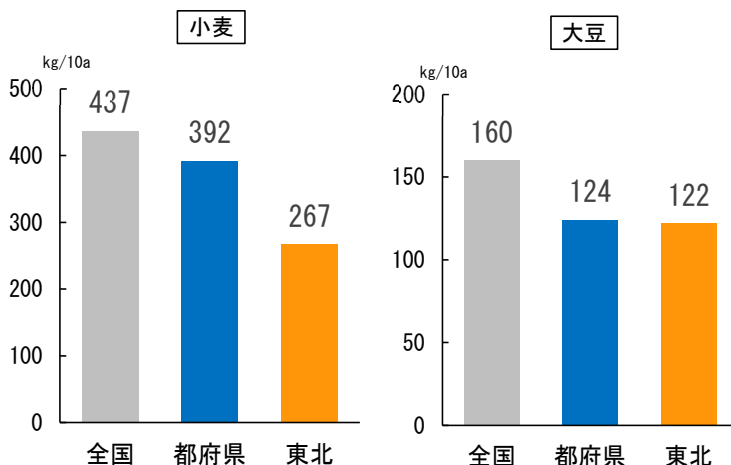
資料：農林水産省「作物統計」

図表 2-14 令和4(2022)年産大豆の農業地域別作付け割合



資料：農林水産省「作物統計」

図表 2-15 令和4(2022)年産小麦・大豆の単収



資料：農林水産省「作物統計」

図表 2-16 麦類・大豆の自給率(令和3(2021)年度)

小麦	17%
大麦・はだか麦	12%
大豆	7%

資料：農林水産省「食料自給率の推移」
 注：1) 上記数字は重量ベースで算出。
 2) 上記数字は概算。

施策

需要動向の変化を踏まえ、作付けの団地化や排水対策による生産性の向上、スマート農業によるコスト低減、生産拡大に向けた機械導入等を支援することにより、国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進しています。

また、麦・大豆については、用途に応じて求められる特性（図表 2-17）が異なるため、実需者のニーズに合わせた品種の選択や品質の向上を推進しています。

図表 2-17 用途別に求められる品質(大豆)

豆腐	タンパク含有量、炭水化物含有量の多さ
煮豆	外観の良さ、大粒
納豆	粒ぞろいの良さ、裂皮の少なさ
味噌	蒸煮した際の色調の良さ

資料：農林水産省「大豆をめぐる事情（令和5年5月）」

取組事例 野呂 修聖 氏(青森県つがる市)

野呂氏は、平成9(1997)年に就農し、大豆を経営の柱として営農しています。令和3(2021)年においては、大豆12haのほか、水稻やブロッコリー等を生産しており、大豆の規模拡大のため、水稻の省力化（無代かき栽培、乾田直播栽培等）に取り組んでいます。

天候の影響を受けにくい生産を実践するため、土壌診断を行い、ほ場条件等を考慮した土壌改良資材や堆肥化した稲わら、くず大豆等の肥料の施用、籾殻暗渠等排水設備の点検・修復を欠かさず行うことにより徹底した土づくりを行っています。

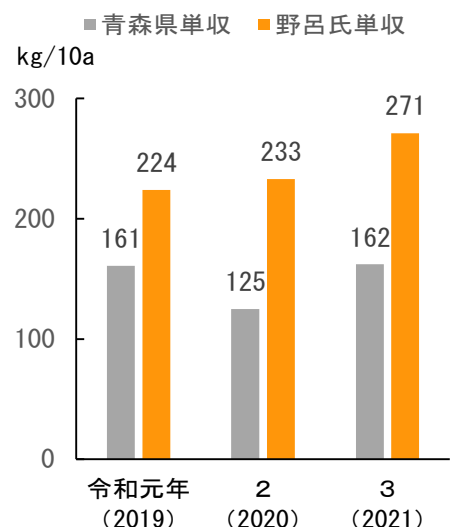
その結果、令和3(2021)年産の大豆の単収は、青森県の平均単収162kg/10aを大きく上回る271kg/10a（図表 2-18）となっています。

また、自身の営農のみならず、地域の大豆生産の底上げを図るため、講習会や視察研修を企画するなど、地域のリーダーとしても活躍しています。



暗渠の点検のためにほ場を掘り起こした様子

図表 2-18 県平均単収との比較



資料：東北農政局「東北地域の大豆優良事例集」を基に作成

(3) 米粉の利用拡大

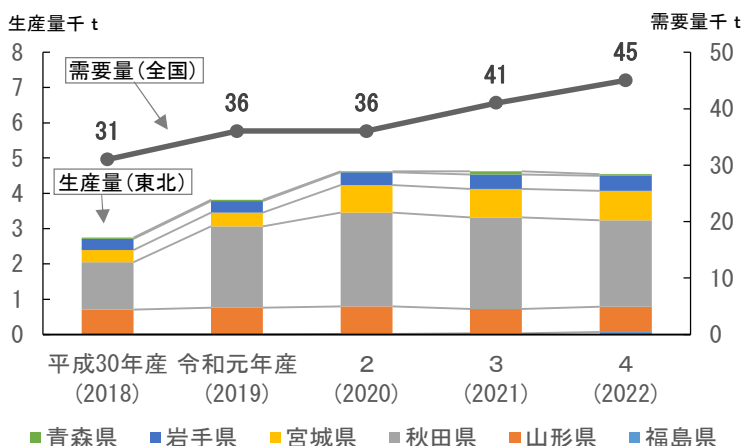
現状と課題

- 米粉は、従来から和菓子等に利用されてきましたが、パンやケーキ、麺類等、新たな用途への利用も行われており、国内の需要量は増加しています。東北の米粉用米の生産量は横ばいとなっていますが、世界の食糧需給等をめぐるリスクが顕在化する中、国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした米粉の活用は重要な課題となっています（図表 2-19）。
- 日本米粉協会では、平成 30(2018)年 1 月から「米粉の用途別基準」に適合する製品に対し「推奨マーク」を付与する取組、同年 6 月からグルテンを含まない米粉の特性を発信する「ノングルテン米粉第三者認証制度」をそれぞれ開始しました。また、登録認証機関である日本農林規格認証アライアンスは、令和 3(2021)年 6 月から「ノングルテン米粉の製造工程管理 JAS」の認証を開始し、高品質な米粉の普及に向けた取組を行っています（図表 2-20）。

施策

「米粉の利用拡大支援事業」（令和 4(2022)年度補正予算）において、米粉の特徴を生かした商品の開発、米粉の需要拡大に対応するための製造能力の強化、米粉専用品種の生産拡大に向けた取組を支援しています。

図表 2-19 米粉用米の生産量・需要量の推移

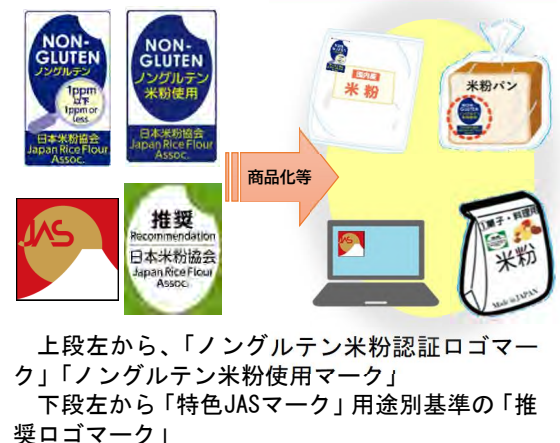


資料：東北農政局作成 数値は需要量

注：1) 生産量 平成 30(2018)年産から令和 3(2021)年産は「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の規定により報告された数量、令和 4(2022)年産は「令和 4 年産新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況(9 月 15 日現在)」。

2) 需要量 「米粉をめぐる状況について」から抜粋。

図表 2-20 新たな米粉の活用・米粉の表示



◆アルファ化米粉

- ・ 特殊な加工技術により、増粘多糖類や油脂等の代替として製パン時の粘度調節に使用

取組事例 管理栄養士が考えた米粉でつくる！レシピ集

東北農政局では、東北における米粉の利用推進を目的に活動している東北米粉利用推進連絡協議会等の関係機関と連携し、米粉に関するイベントや米粉食品（料理）講習会等を開催する等、米粉の更なる需要拡大と定着に向けた普及を推進しています。

東北米粉利用推進連絡協議会では、消費者に米粉を気軽に使ってもらえるよう、公益社団法人宮城県栄養士会等の協力のもと、管理栄養士のほか大学生が考案したレシピをまとめた「管理栄養士が考えた米粉でつくる！レシピ集」を作成しました。

東北農政局「管理栄養士が考えた米粉でつくる！レシピ集」

<https://www.maff.go.jp/tohoku/syokuryou/syokaku/komeko/index.html#recipe>



(4) 農業の持続性の確保に向けた生産基盤の強化

ア 野菜・果樹等の生産振興

(ア) 野菜

現状と課題

- 野菜は、水稻と比べると高収益が見込まれることから、生産者の経営の安定化や所得の向上を図る上で重要な園芸作物の一つです。
- 野菜の需要全体のうち加工・業務用の需要は、食の外部化の進展により増加傾向にあり、需要全体で6割程度、加工・業務用に占める国産野菜の供給割合は7割程度で推移しています。加工・業務用野菜は、家計消費用野菜と比較して周年安定供給のニーズが高い一方、安価な場合が多く、機械化一貫体系の実用化による低コスト・省力化、規模拡大等を推進し、国産供給量を増加させることが課題となっています。

施策

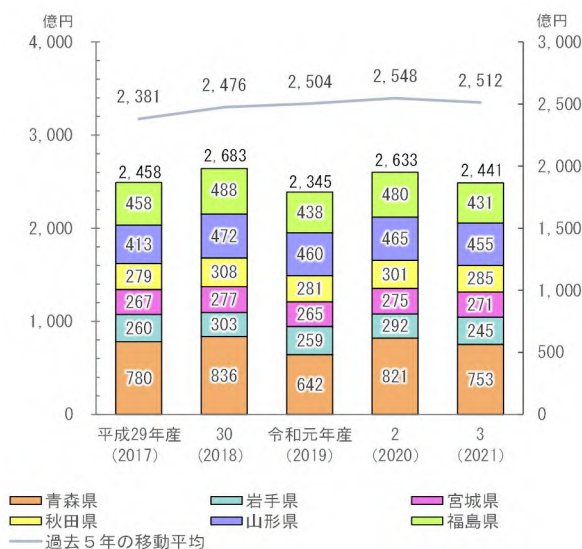
令和元(2019)年12月に策定された農業生産基盤強化プログラムにおいて、加工・業務用野菜等の新たな需要に応える園芸作物の生産体制を一層強化するとされています。

このことを踏まえ、加工・業務用野菜の国産供給量を増やすため、引き続き、生産の低コスト・省力化等により規模拡大を図り、水田を活用した高収益作物等への転換による新たな園芸産地を育成するとともに、加工・業務用等の新市場を安定的に確保していくための拠点整備等を支援しています（産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策、持続的生産強化対策事業（時代を拓く園芸産地づくり支援））。

野菜の生産動向

平成29(2017)年から令和3(2021)年の東北における野菜産出額を過去5年の移動平均でみると、2,400億円から2,500億円程度で横ばいとなっています。東北の令和3(2021)年野菜産出額における上位の品目は、トマト、にんにく、きゅうり、ねぎ、やまのいもとなっており、全国で上位となっている品目は、青森県産にんにく及びごぼう（全国1位）、やまのいも（同2位）、だいこん（同3位）、山形県産えだまめ（同2位）、すいか（同3位）、福島県産さやいんげん（同2位）、きゅうり（同3位）となっています（図表2-21、2-22）。

図表 2-21 野菜産出額の推移（東北）



図表 2-22 野菜産出額上位5品目（令和3(2021)年）

		総産出額	産出額順位					単位：億円
		品目	1位	2位	3位	4位	5位	
全 国	21,467	品目	トマト	いちご	ねぎ	きゅうり	たまねぎ	
		産出額	2,182	1,834	1,304	1,255	1,098	
東 北	2,441	品目	トマト	にんにく	きゅうり	ねぎ	やまのいも	
		産出額	264	219	218	149	136	
青森県	753 (全国8位)	品目	にんにく	やまのいも	ごぼう	だいこん	トマト	
		産出額	207	124	82	72	59	
		全国順位	1位	2位	1位	3位	11位	
岩手県	245 (全国29位)	品目	きゅうり	トマト	ピーマン	キャベツ	レタス	
		産出額	29	28	25	18	15	
		全国順位	14位	24位	6位	10位	12位	
宮城県	271 (全国27位)	品目	いちご	トマト	ねぎ	きゅうり	ほうれんそう	
		産出額	64	32	31	30	13	
		全国順位	9位	20位	14位	12位	20位	
秋田県	285 (全国26位)	品目	ねぎ	すいか	トマト	えだまめ	きゅうり	
		産出額	32	25	23	22	18	
		全国順位	13位	8位	27位	7位	21位	
山形県	455 (全国16位)	品目	すいか	えだまめ	メロン	トマト	きゅうり	
		産出額	70	47	42	40	30	
		全国順位	3位	2位	5位	16位	11位	
福島県	431 (全国18位)	品目	きゅうり	トマト	いちご	さやいんげん	ねぎ	
		産出額	98	82	26	24	23	
		全国順位	3位	6位	21位	2位	19位	

資料：農林水産省「生産農業所得統計」、過去5年平均は「生産農業所得統計」から東北農政局作成

取組事例 株式会社みちさき(宮城県仙台市)

宮城県仙台市は、宮城県のほぼ中央部に位置し、東部は太平洋に面して仙台平野といわれる平坦な水田地帯が広がり、西部は山岳丘陵地帯が続いています。水田が全農地の8割を占め、水稻を中心に大豆・野菜の栽培や畜産等が営まれています。

(株)みちさきは、仙台市の農業者5名が東日本大震災からの復興を目指し、平成24(2012)年7月に設立しました。

平成25(2013)年6月に、東日本大震災農業生産対策交付金を活用してフェンロー型の大規模ハウスと連棟型ハウスを建設しました。ハウス建設の際、今後の災害に備え、1.1mのかさ上げ工事を行っており、近年の大雨等の影響を受けにくくなっています。

令和4(2022)年には、フェンロー型ハウスでトマトを1.1ha、連棟型ハウスで葉物野菜を1.05ha栽培しています。トマトは水耕栽培※¹のハイワイヤー方式※²の高床ベンチで年間420～430t収穫しており、大手外食チェーン店に出荷しています。また、連棟型ハウスでは、水耕栽培のNFT方式(薄膜型水耕法)でサラダほうれんそうとルッコラの栽培、DFT方式(湛液型水耕法)でホワイセルリーとみずなの栽培を行っています。年間出荷量は、サラダほうれんそうが40t、ルッコラが42t、ホワイセルリーが35t、みずなが30tとなっており、地元の加工業者を通じて大手コンビニエンスストアへ出荷しています。

従業員数は通年雇用で11人、パート雇用で25人となっています。また、農福連携の取組として、近隣の福祉施設から7人をパート作業員として雇用しています。

平成30(2018)年には社員教育と作業状況を把握するため、GLOBALG.A.P.認証を取得しており、記帳作業は作業員のモチベーションの維持・向上に寄与しています。

組織等の概要及び栽培品目は図表2-23及び図表2-24のとおりです。

図表2-23 (株)みちさきの概要(令和4(2022)年)

代表者氏名	代表取締役 菊池 守
従業員数	通年雇用11人、パート雇用25人(うち近隣の福祉施設から7人)
栽培施設	フェンロー型ハウス(トマト)：1.1ha 水耕栽培：ハイワイヤー方式高床ベンチ176ベンチ 連棟型ハウス(葉物野菜)：1.05ha 水耕栽培：NFTタイプ143ベット、DFTタイプ112ベット



ホワイセルリーの栽培状況(DFT方式)

図表2-24 栽培品目及び出荷量(令和4(2022)年)

作物名	出荷期間又は収穫回数	出荷量(トン)
トマト	9月下旬から7月上旬	420～430
サラダほうれんそう	15(周年)	40
ルッコラ	15(周年)	42
ホワイセルリー	8(周年)	35
みずな	11(周年)	30



トマトの栽培状況(ハイワイヤー方式)

資料：東北農政局作成

※1 「水耕栽培」とは、土を使わず、水と培養液で植物を栽培する方法であり、容器に勾配をつけて、培養液を流し続ける NFT 方式(薄膜型水耕法)と根全体を培養液に浸す DFT 方式(湛液型水耕法)がある。

※2 「ハイワイヤー方式」とは、4～5mの高い軒高の温室において、植物の茎を高い位置から誘引する方法である。梁から栽培槽をつるす方式のため、床面を CO₂供給のためのダクトや加温のための温湯管を敷設できるなど有効に利用することができる。

(イ) 果樹

現状と課題

- 東北における令和3(2021)年の果実産出額は 2,314 億円で全国の果実産出額の 25%、東北の農業産出額の 17%を占めています。
- 果樹農家の高齢化や減少により低下した供給力を回復し、生産基盤を強化するため、省力樹形・技術の導入による労働生産性の向上、新たな販路の開拓等による所得の向上を図ることが求められています。

施策

果樹経営支援対策事業及び未来型果樹農業等推進条件整備事業等により、省力樹形の導入等を支援することで、労働生産性を高めたモデル産地の育成を図っています。

果樹の省力化技術

担い手の減少及び高齢化が進展する中、果樹生産においては、手作業中心の技術体系にあることから、大幅な省力化が可能な技術開発が求められています。

りんごの省力樹形については、公益財団法人中央果実協会の平成 29(2017)年度の調査※によると、全国でトールスピンドル栽培 160ha、新わい化栽培 108.4ha が行われています。これらの栽培方法は、多くの苗木を必要とすることから初期コストが嵩むこと、栽培に適したフェザー苗の確保が難しいこと、根の張りが浅いため干ばつや水害、ネズミの食害を受けやすいこと等の課題がありますが、早期成園化、労働時間の削減、省力化が可能となるため、東北でも取組面積が増えつつあります。

図表 2-25 りんごの省力樹形栽培と慣行樹形の比較

	省力樹形				慣行樹形（マルバ台）
	高密度高樹高 （トールスピンドル）栽培	高密度低樹高 （新わい化）栽培	りんごV字ジョイント栽培	朝日ロンバス方式	
栽培技術	わい性の強い台木（M9ナガノ）を使ったフェザー付き苗木を密植して生け垣上に仕立て、下部の側枝を下方に誘引する栽培技術	わい性の強い台木（M9ナガノ）を使ったフェザー付き苗木を密植し、生垣状に仕立てる栽培技術	JM7程度のわい化度の台木を用いて主枝高70～80cmの高さで側枝を仰角60度にし、樹と樹をジョイントする技術	半わい性のM.26/マルバ台などを使い、高低差をつけて主枝を十字に配置。4本の主枝を鋼管に誘引するため、雪害に強い栽培技術	台木はマルバカイドウ
樹高	3.5m	2.5m	3m	3.5m～4.0m	4.0～5.0m
植栽本数（目安） （10a当たり）	300本 （樹間1m× 列間3m）	200本 （樹間1.25m× 列間4m）	169本 （樹間1～1.5m× 列間4m）	33～40本 （樹間4.5～5m× 列間5.5～6m）	31本 （樹間8m×列間8m）
必要な設備等	支柱（トレリス）	支柱等	支柱等	支柱、鋼管、エスター線	
初期コスト （10a当たり） （注3）	約146万円	約106万円	約161万円	約66万円	約66万円
収量（10a当たり）	5t	4t	3.5t	3.5～3.7t	2～3t
正品化率	—	9割以上	—	7～9割	6～7割
早期成園化	2年目から収穫開始 5年目で成園化	2年目から収穫開始 5年目で成園化	3年目から収穫開始 6年目で成園化	7～8年目で成園化	10年程度で成園化
省力化	着色管理に係る労働時間削減	労働時間3割削減	労働時間3割削減 薬剤費低減	労働時間3割削減	

資料：農林水産省「果樹をめぐる情勢（別冊）省力樹形に関する資料」、農研機構果樹茶研究部門編「各地域に適したりんご早期成園化技術の開発と経営体における実証技術紹介資料」、農研機構果樹茶研究部門編「省力樹形樹種別栽培事例集」、宮城県農業・園芸総合研究所編「りんごV字樹省力栽培マニュアル」等を基に東北農政局作成

注：植栽本数及び初期コストは果樹経営支援対策事業の「植栽本数の下限」及び「支援単価」等を基に記載。

※ 平成 29 年度省力樹形等新たな果樹生産技術調査報告書（公益財団法人 中央果実協会）。

取組事例 ながお ひろと 長尾 博人 氏、いくこ 郁子 氏（ひらかわし 青森県平川市）

ながお ひろと 長尾博人氏、いくこ 郁子氏ご夫妻は、ひろふね 広船地区の3.8haでりんごを栽培しています。

博人氏は、平成4(1992)年に父から経営を引き継ぎ、作業効率が悪い傾斜地の園地を平場に移し、わい化栽培※¹及び高密植わい化栽培※²の導入、早生種・中生種・晩生種の振り分け等、早期成園化と省力化に取り組んできました。また、防風網や防霜ファンの導入により、自然災害にも強い園地づくりを実践してきました。経営面積3.8haの園地のうち2.2ha(58%)をわい化(わい化栽培整列樹形1.4ha、高密植わい化栽培0.8ha)とする等、県内のわい化栽培の普及率24%に対して極めて高く、わい化栽培及び高密植わい化栽培の先導事例となっています。

これにより、作業機械を導入しやすく、剪定や摘果、葉摘み、薬剤散布、収穫等全ての作業を効率的に行うことが可能となり、収量はわい化栽培(主幹形)で10a当たり6t、高密植わい化栽培で10tとなっています。

博人氏は、わい化栽培技術研究会の専門技術講師として、県内の果樹生産者に剪定技術を伝えるとともに、若手農業者の指導を行う等、後継者の育成にも貢献しています(第24回全国果樹技術・経営コンクール(令和5(2023)年2月)農林水産大臣賞受賞)。



※1 わい化栽培(主幹形)…10a当たり125本植栽(列間4m×樹間2m)。

※2 高密植わい化栽培…10a当たり250本植栽(列間4m×樹間1m)。

(ウ) 特産作物

現状と課題

- 東北における令和4(2022)年産の主要な特産作物の収穫量は、そば 7,250 t (全国シェア 18%)、葉たばこ 2,397 t (同 27%)、ホップ 155 t (同 93%) となっています。
- 東北のそばは、約8割が水田に作付けされていることもあり、湿害対策が課題となっています。
- 東北のその他の特産作物は、生産者の高齢化等により作付面積及び収穫量が減少傾向にあります。

施策

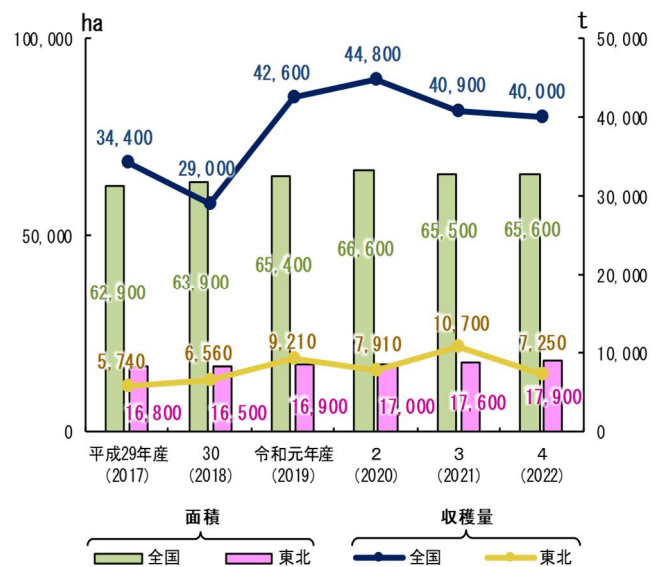
特産作物の生産の安定化を図るため、産地生産基盤パワーアップ事業や強い農業づくり総合支援交付金による産地の収益力強化等の取組を支援しています。

また、令和3(2021)年に日本たばこ産業(株)が行った葉たばこの廃作募集に応じた農地については、葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業を活用し、葉たばこから需要のある他作物への円滑な転換を総合的に支援しました。

特産作物の生産動向

東北の令和4(2022)年産のそばの作付面積は1万7,900ha(全国シェア27%)で、そのうち最も作付けの多い山形県は5,570ha(同8%)となっています。そばは水田転作作物の一つとして作付けされていることから、米の需給調整規模の影響を受け、近年微増傾向にあります(図表2-26)。また、その他の特産作物の作付面積は、葉たばこが991ha(全国シェア27%)で、そのうち岩手県が459ha(同12%)を占めています。ホップは76ha(同95%)で、そのうち岩手県が40ha(同50%)を占めています。

図表 2-26 そば作付面積・収穫量の推移(全国・東北)



取組事例 二戸市馬洗場粗飼料生産組合(岩手県二戸市)

日本たばこ産業(株)が令和3(2021)年に葉たばこの廃作を募集した結果、東北で廃作を希望した農家数は、岩手県294戸、青森県275戸、福島県146戸等であり、廃作面積は520ha(全国では1,729戸、1,822ha)となりました。

岩手県二戸市浄法寺地区では、廃作農家で設立した二戸市馬洗場粗飼料生産組合が、葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業を活用して、ディスクモア等を導入し、葉たばこから牧草への転換(令和4(2022)年度の牧草への転換面積は4.7ha)を進めています。これにより、同地区内で飼育している和牛を増頭し、肉用牛の規模拡大が図られています。



牧草の収穫作業

(I) 花き

現状と課題

- 東北における令和3(2021)年の花き産出額は246億円で全国の7.4%、東北の農業産出額の1.8%となっています(図表2-27)。
- 令和4(2022)年度の取引数量は、各種資材高騰等の影響で減少しましたが、取引価格は新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降需要が減っていた婚礼需要が戻りつつあることから平年よりも高い傾向で推移しました。

施策

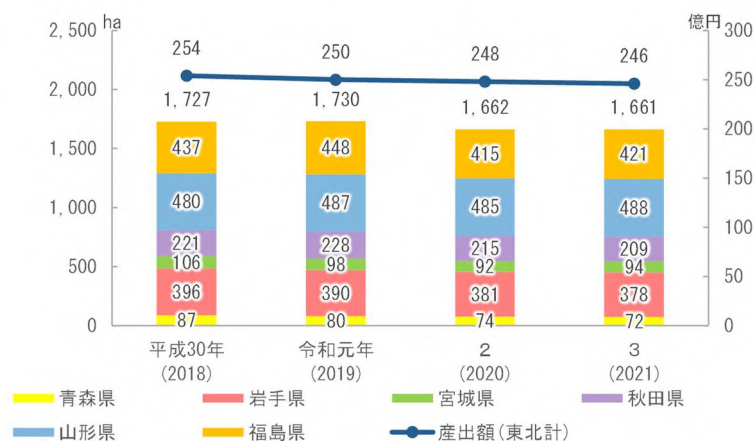
令和4(2022)年度は、ジャパンフラワー強化プロジェクト推進事業により、花きの生産・流通・消費拡大への取組の支援を行いました。

花きの生産動向

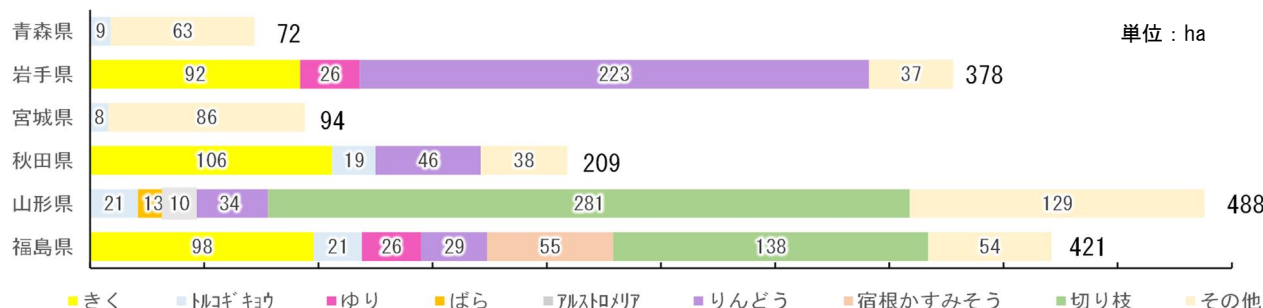
東北の令和3(2021)年の花き(切り花類)の作付面積は1,661haで、前年産とほぼ同じ水準となっています(図表2-27)。

品目別の作付面積割合をみると、岩手県はりんどう(59.0%)、秋田県はきく(50.7%)、山形県及び福島県は切り枝(各57.6%、32.8%)の割合が高くなっています(図表2-28)。

図表 2-27 切り花類の作付面積と花きの産出額の推移(東北)



図表 2-28 切り花類の品目別作付面積(県別、令和3(2021)年産)



資料: 農林水産省「花き生産出荷統計」、「生産農業所得統計」

- 注: 1) 図表 2-27 の令和元(2019)年産は、全ての都道府県を調査対象とする全国調査。
令和元(2019)年産以外は、主産県を対象とした調査であり、調査対象品目ごとに直近の全国調査年における作付(収穫)面積の全国値のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県を調査。
2) 図表 2-28 の「その他」は、切り花類計から当該調査対象品目を差し引いたもの。

取組事例 ジャパンフラワー強化プロジェクト推進事業

各県ではジャパンフラワー強化プロジェクト推進事業を活用し、花き生産の効率化・省力化に向けた栽培実証や需要の高い品目への転換、物流の効率化に資する輸送試験等に取り組んでいます。また、小学校等における花育や新品種・優良品種のPR活動も盛んに行われています。



栽培実証を基に
マニュアル化(宮城県)



ダリアほ場見学会
収穫体験の様子(秋田県)

イ GAP(農業生産工程管理)拡大の推進

現状と課題

- 東北における GAP(農業生産工程管理)※1 認証の取得状況は、県における指導員の育成や GAP 認証の取得に対する支援を行った結果、近年、増加傾向で推移しています。
- 我が国の農業の持続的な発展のためには、今後も引き続き GAP の取組を拡大していく必要があります。食品安全、環境保全、労働安全のほか、国際的にも一般的となっている人権保護及び農場経営管理の2分野を加えた国際水準相当の GAP の取組を生産現場に普及するため、県の指導体制の強化や農業者団体等と連携した面的取組の拡大、実需者や消費者の国際水準 GAP の認知度向上等を進めることが必要です。

施策

国際水準 GAP の取組の拡大に向け、GAP 指導員による指導活動及び農業教育機関や環境負荷低減に取り組む団体の認証取得等を支援しています。

GAP 認証の取得状況

東北の令和5(2023)年3月末現在の GAP 認証取得経営体数(農産物)は、820 経営体となり、前年より約4%減少しました(図表 2-29)。

GAP 認証の種類別にみると、GLOBAL G.A.P.※2は105 経営体(全体に占める割合 12.8%)、ASIAGAP※3は58 経営体(同 7.1%)、JGAP※3は657 経営体(同 80.1%)となっています。

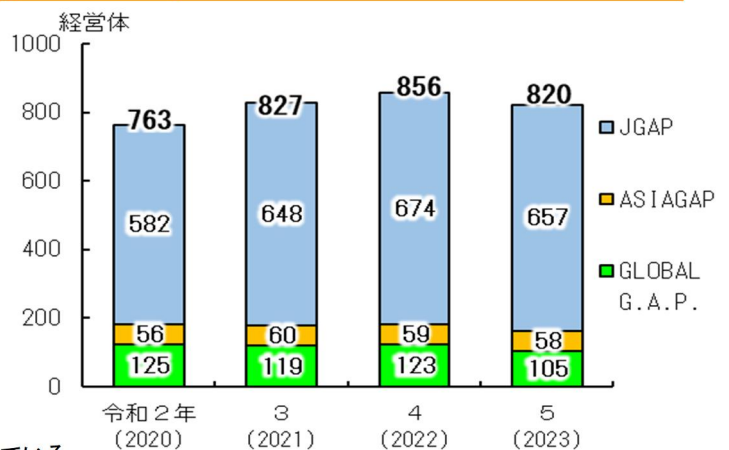
資料：東北農政局調べ

注：1) 各年3月末現在の値。

2) GLOBAL G.A.P. は、GLOBAL G.A.P. 本部 HP で公表されている。

認証取得経営体数(農産物)を集計。ASIAGAP 及び JGAP は、(一財)日本 GAP 協会の HP 公表値。

図表 2-29 GAP 認証取得経営体数の推移(農産物)



取組事例 農事組合法人きずな(秋田県横手市)

農事組合法人きずなは、地域一体となった大規模土地利用型農業経営として、平成22(2010)年に設立されましたが、大規模多品目栽培における経営管理の強化や農業経営の見える化が課題となっていました。

それらの課題解決に向け、平成30(2018)年に JGAP 認証を取得しました。GAP の取組により、労働安全に関する意識の向上が図られたほか、ほ場管理作業について全社員が作業日誌に記録することをルール化し、情報の共有化や見える化を図ったことで、作業ロスや無駄な資材購入が減少しました。また、GAP 認証を取得したことで、取引先の新規獲得や契約件数の増加等、持続可能な農業経営に繋がっています。

令和4(2022)年度未来につながる
持続可能な農業推進コンクール
(GAP 部門)
東北農政局長賞受賞



朝礼ミーティングによる
危険箇所の共有等



作業内容の記録用紙

- ※1 「GAP (Good Agricultural Practice): 農業生産工程管理」とは、食品安全・環境保全・労働安全等の観点から、農業者が自らの生産工程をチェックし、改善する取組である。
- ※2 「GLOBAL G.A.P.」とは、ドイツの Food PLUS GmbH が策定した第三者認証の GAP であり、主に欧州で普及している。
- ※3 「ASIAGAP、JGAP」とは、一般財団法人日本 GAP 協会が策定した第三者認証の GAP であり、ASIAGAP の対象は青果物、穀物 JGAP の対象は青果物、穀物、茶、家畜・畜産物である。

(5) 畜産・酪農の生産基盤の強化

現状と課題

- 国際環境や経済状況が変化する中、持続可能な畜産・酪農の実現のため、生産性の向上や生産コストの削減、高付加価値化による収益性向上等、畜産・酪農の生産基盤の維持・強化に向けた地域ぐるみの取組が進められています。

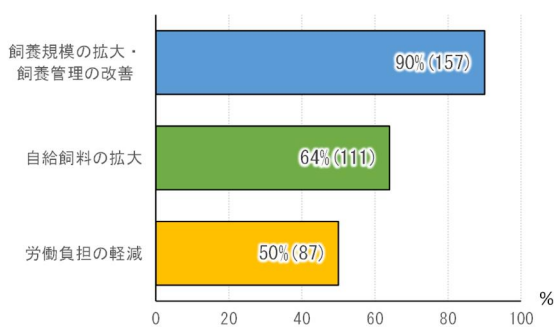
施策

畜産農家を中心に県、市町村、JA 等の関係者が連携する畜産クラスターの仕組みを活用し、畜産の収益性向上等を図るための地域計画（畜産クラスター計画）の目的達成に必要な施設整備、機械導入等を支援しています。

東北では令和4(2022)年度までに 173 の畜産クラスター（協議会）が設立され、畜種や地域の課題等に応じた取組が進められています。

各県の協議会数	
青森県	27
岩手県	49
宮城県	20
秋田県	20
山形県	26
福島県	31
合 計	173

図表 2-30 協議会が取り組む主要な課題

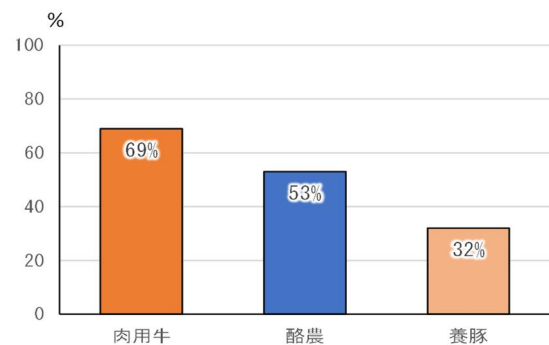


資料：東北農政局作成

注：1) 複数の畜種・課題への取組を行う協議会がある。

2) 図表 2-30 の () 内は協議会数。

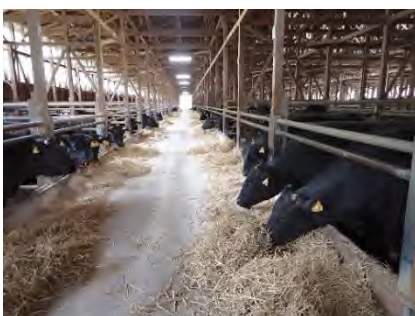
図表 2-31 取組に係る畜種等の割合

取組事例 天童地区国産飼料クラスター協議会(山形県天童市^{てんどうし})

天童地区国産飼料クラスター協議会では、畜産・耕種農家が連携し、飼料用米、子実用とうもろこし等の自給飼料の生産、利用を拡大する取組を進めています。

取組を牽引する（株）なごみ農産（肉用牛肥育経営：750 頭規模）では、国産原料 100%の飼料を給与した牛肉の生産・販売による地域ブランドの確立や農地の有効活用、耕種農家への堆肥散布等、耕畜連携の取組を推進しています。

また、消費者との交流イベントを開催する等、地域の活性化にも貢献しています。



肥育牛舎



とうもろこしの収穫



盛況な交流イベント

(6) 経営安定対策の着実な実施

ア 収入保険制度の普及・推進

現状

- 収入保険制度は、農産物の品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた農業者の収入減少を補填する保険です。
- 令和5(2023)年収入保険では全国 10 万経営体の加入を目指し、本制度の実施主体である全国農業共済組合連合会を中心に各県の農業共済組合で制度の普及・推進にあたっています。

施策

収入保険制度は、農家ごとに保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填するものですが、令和2(2020)年から、補償の下限を選択することにより保険料を安くして加入できるタイプが設けられています。

収入保険の加入状況

東北における令和5(2023)年収入保険の加入件数は、2万178件、東北の加入目標※(1万5,295件)に対する割合は132%(全国では加入目標10万件に対する割合は88%)となっており(令和5(2023)年3月末現在)、東北は各県とも着実に加入件数を伸ばしているところです(図表2-32)。

資料：東北農政局作成

注：収入保険の各年実績は、各年を保険期間とする保険契約を3月末時点で集計したもの(図表2-32も同じ)。

図表 2-32 収入保険の加入状況

単位：件

	加入目標 (a)	加入件数		加入目標に 対する割合	
		令和5 (2023)年収 入保険 (b)	令和4 (2022)年収 入保険 (c)	令和5 (2023)年収 入保険 (b/a)	令和4 (2022)年収 入保険 (c/a)
青森県	2,580	4,296	3,972	166.5%	154.0%
岩手県	2,930	3,730	3,392	127.3%	115.8%
宮城県	2,579	3,227	2,998	125.1%	116.2%
秋田県	1,706	2,335	2,161	136.9%	126.7%
山形県	2,500	3,018	2,292	120.7%	91.7%
福島県	3,000	3,572	3,328	119.1%	110.9%
東北計	15,295	20,178	18,143	131.9%	118.6%
全国計	100,000	87,584	78,868	87.6%	78.9%

保険金等の支払状況

令和3(2021)年収入保険の保険金等の支払状況について、東北では9,261件で161億円の支払(全国では、3万720件で744億円の支払)となっており、令和2(2020)年の支払実績を大きく上回る結果となっています(図表2-33)。

資料：東北農政局作成

注：1) 保険金等の支払状況は令和5(2023)年3月末時点。
2) 保険金等とは保険方式による保険金と積立て方式の特約補填金の合計金額。

図表 2-33 保険金等の支払状況

単位：件、百万円

	令和2(2020)年		令和3(2021)年		前年比	
	支払件数 (a)	保険金等 支払金額 (b)	支払件数 (c)	保険金等 支払金額 (d)	支払件数 (c/a)	保険金等 支払金額 (d/b)
青森県	347	696	1,706	3,495	491.6%	502.2%
岩手県	536	565	1,747	2,273	325.9%	402.3%
宮城県	334	515	1,677	2,818	502.1%	547.2%
秋田県	231	372	1,344	2,450	581.8%	658.6%
山形県	253	414	924	1,622	365.2%	391.8%
福島県	686	1,001	1,863	3,442	271.6%	343.9%
東北計	2,387	3,563	9,261	16,100	388.0%	451.9%
全国計	13,620	35,032	30,720	74,443	225.6%	212.5%

※ 加入目標は、平成30(2018)年6月に全国農業共済組合連合会が決定した令和5(2023)年加入を見据えた目標である。

イ 経営所得安定対策等の着実な実施

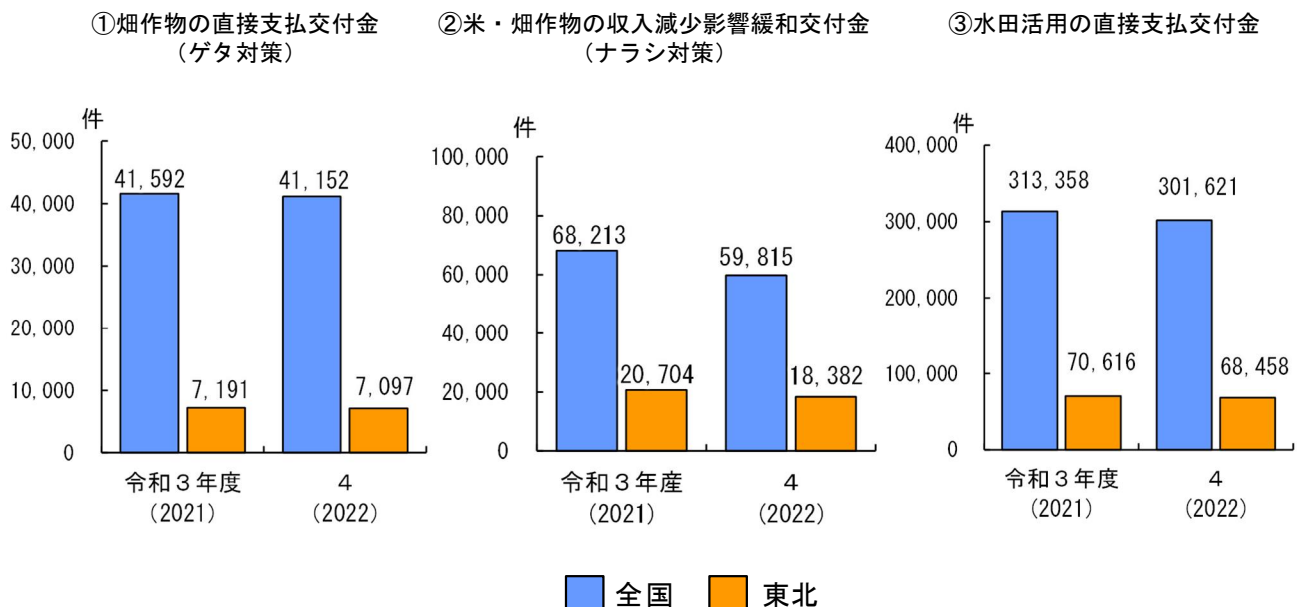
現状と課題

- 担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業経営のセーフティネットとして、当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補てんする交付金（ナラシ対策）、さらに、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金等を引き続き実施する必要があります。
- 「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」及び「水田活用の直接支払交付金」の加入状況について、個人は高齢化による離農等で減少している一方、法人は既加入の個人及び集落営農の法人化により増加しています。
- 「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）」の加入状況は、高齢化に伴う離農に加え、収入保険へ移行した経営体が一定数あったこと等により減少しています。

経営所得安定対策等の加入申請件数

令和4(2022)年度の加入申請件数は、①ゲタ対策は全国で4万 1,152 件です。うち、東北は 7,097 件で、前年度から 94 件減少しています。全国に占める東北の割合は 17%です。②ナラシ対策は全国で5万 9,815 件です。うち、東北は1万 8,382 件で、前年度から 2,322 件減少しています。全国に占める東北の割合は 31%です。③水田活用の直接支払交付金は全国で 30 万 1,621 件です。うち、東北は6万 8,458 件で、前年度から 2,158 件減少しています。全国に占める東北の割合は 23%です（図表 2-34）。

図表 2-34 各交付金の加入申請件数(全国・東北)



資料：全国値は農林水産省調べ
東北値は東北農政局調べ

(7) 国民の理解醸成と国産農林水産物の需要拡大の推進 ニッポンフードシフトの取組

現状と課題

- 食料の持続的な確保が世界的な共通課題となる中で、我が国では都市化や農村人口の減少、食品加工・流通の高度化により、食と農との距離が遠くなり、農業や農村に対する国民の意識・関心は薄れてきています。
- 一方、我が国の農業は地理的条件を活かした独自の発展により生産される農産物・食品は食味が良く高品質であり、また、農村では豊かな自然環境や農村固有の美しい景観、伝統文化が存在しており、国外からも高い評価を得ています。
- これらを次世代に継承していくためには、国民が国内農業の重要性や持続性の確保について認識を共有し、国産農産物や有機農産物の積極的な選択等の具体的な行動を促していくことが重要になります。

施策

ニッポンフードシフトは、消費者、生産者、食品関連事業者、政府が一体となって「食」を考え、議論し、行動する、食と農のつながりの深化に着目した国民運動です。令和3（2021）年度から始まり、食料・農業・農村基本計画の中にも位置づけられています。

特に、次世代を担う1990年代後半から2000年代生まれの「Z世代」をターゲットとしており、全国各地の農林漁業者の取組や地域の食、農山漁村の魅力を全国各地で開催するイベントやテレビ、新聞、雑誌等のメディアを通じて発信し、それを国民の消費行動につなげていくことを目指しています。

また、取組に賛同する企業・団体等を「推進パートナー」として登録し、官民一体となって国民運動を推進していくこととしています。

取組事例

令和4年12月21日、宮城大学太白キャンパスにおいて「ニッポンフードシフト」に関する宮城大学学生と東北農政局若手職員との意見交換会を行いました。

当日は、「農業の魅力を発信」をテーマに仙台市での野菜づくりをきっかけに新規就農した吉本興業株式会社所属の農業住みます芸人 いいじまたくま 飯島拓馬（芸名：なんだっけいいじま）さんと、同じく農業住みます芸人で、芸名にお野菜の名をもつ おおかわそうた 大河壮太（芸名：お野菜太郎）氏からご自身の体験をもとにした講演をいただいた後、講演をいただいたお二人も交えて宮城大学学生と東北農政局若手職員によるグループ討論及び発表を行い、「ニッポンフードシフト」の理解に繋げるとともに農業の魅力を発見してもらう機会となりました。



農業住みます芸人のお二人による講演の様子

3 2030 年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化、食品産業の強化

(1) 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の実施

現状

- 令和4(2022)年(1月～12月)の我が国の農林水産物・食品の輸出実績は、1兆4,148億円となり、過去最高を記録しました。平成30(2018)年から取組を開始したGFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)には、令和4(2022)年度末時点で東北の668農林水産物・食品事業者(全国7,492事業者)が登録されており、登録事業者の希望に応じて輸出訪問診断等を実施しています。

施策

令和4(2022)年5月に改正された「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律」(同年10月施行)及び同年12月に改訂された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、マーケットインの発想で輸出に取り組む産地・事業者を重点的に支援しています。

農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組

輸出産地サポーター※を中心に、品目担当課、輸出促進課及び県拠点が連携を密にして、県及び輸出産地のヒアリングを通じて輸出産地の課題を明確化し、輸出事業計画の策定及び実施を支援しました。

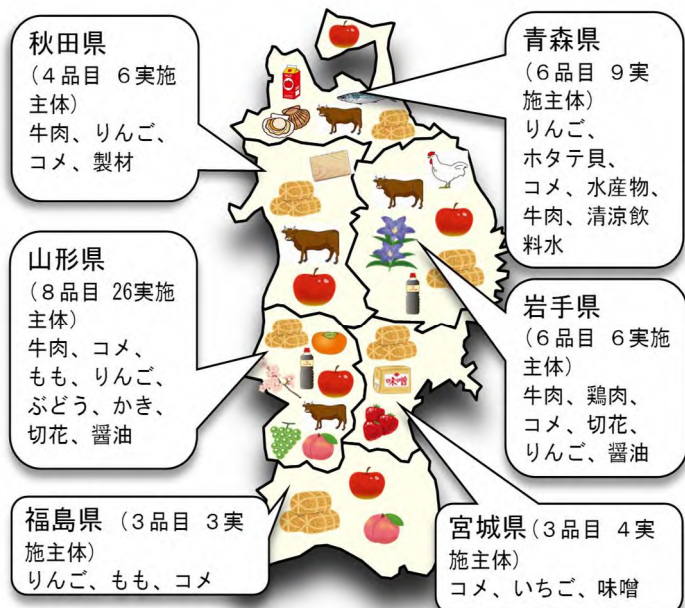
令和4(2022)年度までの輸出事業計画の認定状況は、牛肉、鶏肉、青果物、切り花、コメ、味噌・醤油等16品目で54実施主体(図表2-35)となっています。今後、輸出産地・事業者ごとの課題に応じたフォローアップに取り組むこととしています。

令和5(2023)年3月には、「令和4年度東北農政局輸出に取り組む優良事業者表彰」を実施し、(株)新澤醸造店に東北農政局長賞を授与しました。当該事業者は、サンフランシスコやロスアンゼルスなどにおいてアメリカのワインメーカーと共に大規模な試飲会を開催し、販路拡大に取り組むほか、

IWC(International Wine Challenge)において「Sake Brewery of the year」の受賞を契機に、ヨーロッパ圏への販路拡大を目指しています。

また、県外や海外の販売店、ディストリビューターとZOOMを活用した蔵の見学や勉強会を開催するほか、SNSで自社の活動などを精力的に発信するなど、新たなファン獲得に向けた取組などが高く評価されました。

図表 2-35 東北の輸出事業計画の認定状況
(2022年度末日時点)



東北農政局長賞受賞の様子
(株)新澤醸造店 川崎蔵

※ 輸出産地・事業者をサポートするため、食品事業者や商社OB等の民間人材を「輸出産地サポーター」として東北農政局に配置。

(2) 地理的表示(GI)保護制度の登録状況

現状

- 東北における「地理的表示(GI)保護制度※¹」の登録産品数は、令和4(2022)年度に新たに2産品(図表2-36)が登録され31産品(図表2-37)となりました。
- 全国では、42都道府県の126産品、2か国(イタリア、ベトナム)の3産品の計129産品が登録されています(令和5(2023)年3月31日時点)。

図表2-36 令和4(2022)年度に登録された東北のGI産品

伊達のあんぽ柿



たむらのエゴマ油



図表2-37 東北GI産品登録状況(令和5(2023)年3月31日現在)

県名	産品数	産品名 ※産品名の頭についている数字は「登録番号」
青森県	6産品	1. あおもりカシス、23. 十三湖産大和しじみ、52. 小川原湖産大和しじみ、75. つるたスチューベン、90. 大鰐温泉もやし、105. 清水森ナンバ
岩手県	7産品	28. 前沢牛、47. 岩手野田村荒海ホタテ、66. 岩手木炭、68. 二子さといも、73. 浄法寺漆、106. 甲子柿、114. 広田湾産イシカゲ貝
宮城県	3産品	31. みやぎサーモン、65. 岩出山凍り豆腐、104. 河北せり
秋田県	5産品	32. 大館とんぶり、51. ひばり野オクラ、60. 松館しほり大根、79. いぶりがっこ、93. 大竹いちじく
山形県	5産品	26. 米沢牛、30. 東根さくらんぼ、62. 山形セルリー、76. 小笹うい、99. 山形ラ・フランス
福島県	5産品	63. 南郷トマト、113. 阿久津曲がりねぎ、118. 川俣シャモ、123. 伊達のあんぽ柿、125. たむらのエゴマ油

資料：東北農政局作成

施策

登録を希望する産品を生産する生産者団体は、国に申請を行い、登録を受けることにより、登録内容に即して生産される産品(GI登録産品)に「地理的表示※²」及び「登録商標(GIマーク)※³」を使用することが可能となります。

このことにより、他産品との差別化が可能となるとともに、地理的表示の不正使用は行政が取締りを行うことから、訴訟等の負担なく地域産品のブランド価値を守ることにつながります。

令和4(2022)年11月には、GI保護制度の運用見直しが行われ、所得・地域の活力向上や輸出促進を更に後押しすることとし、加工品や海外志向の産品まで、多様な産品の登録につながるよう間口を広げるとともに登録前後の地域負担を軽減しています。また、市場においてGIのプロモーションを強化し、GIの認知・価値を高めていきます。



登録商標(GIマーク)

※1 「地理的表示(GI)保護制度」とは、その地域ならではの自然や歴史、文化、風習の中で育まれてきた品質や社会的評価などの特性を有する農林水産物・食品を国が登録し、その名称を地域の知的財産として保護するもので、平成27(2015)年6月1日に施行された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(GI法)に基づく制度である。

※2 「地理的表示」とは、農林水産物・食品等の名称であり、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該産地と結びついているということを特定できる名称である。

※3 「登録商標(GIマーク)」は、GI法に規定されているもので、登録された産品の地理的表示と併せて付すことができ、GI法上登録された真正な地理的表示産品であることを証するものである。なお、GIマークは、商標法(昭和34年法律第127号)に基づく商標として登録されている。

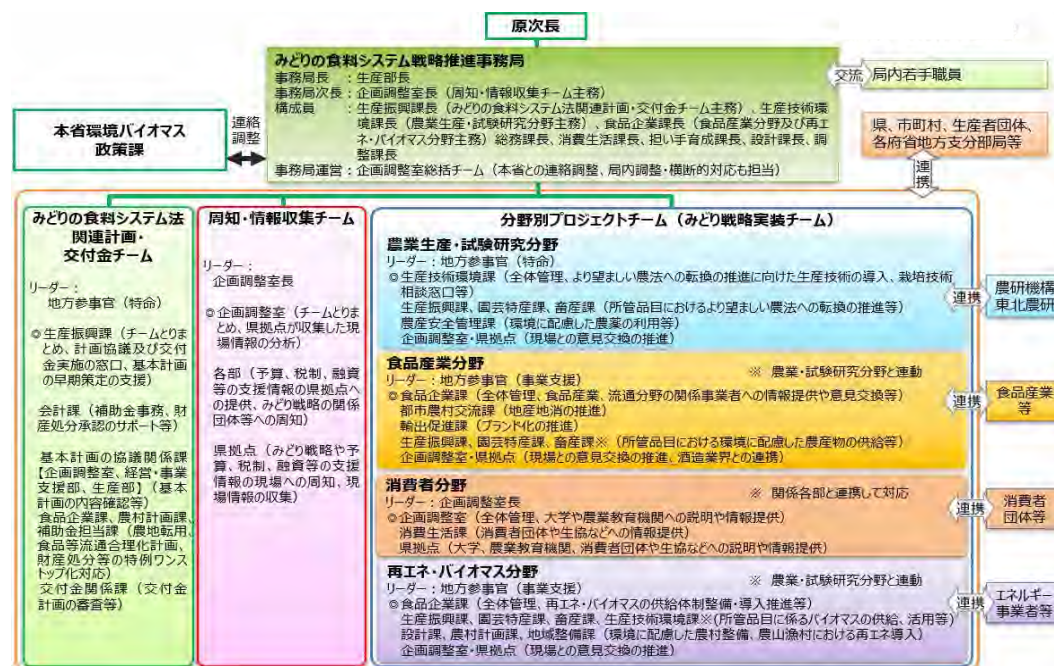
4 環境負荷低減に資する「みどりの食料システム戦略」の推進

(1) みどりの食料システム戦略の推進

現状

- 東北農政局では、管内6県の現場における意見交換等の現場主義を徹底し、本戦略の実現に向けた取組を進めるため、東北農政局みどりの食料システム戦略推進事務局及び各種チーム（以下「推進事務局等」という。）を設置しました。

図表 2-38 東北農政局における「みどりの食料システム戦略」推進体制



取組事例

- 「みどりの食料システム戦略」の実現には、調達に始まり、生産、加工・流通、消費に至る食料システムを構成する関係者による正確な現状把握と課題解決に向けた行動変容が必要不可欠です。
- このため、分野別プロジェクトチーム（みどり戦略実装チーム）を中心に各段階の関係者に向けた情報提供や取組推進の働きかけを実施しました。

〈消費者へのアプローチ〉

管内6県の消費者団体との意見交換会を2回に分けて実施し、参加者からは「有機農業の拡大に向けた道筋を明確にすべき」、「農村に農家が戻るような取組が必要」等、生産者の視点に立ったご意見を多くいただきました。

また、（公社）宮城県栄養士会が主催する専門研修会において、消費者と接する機会の多い栄養士に向けて、エシカル消費や食品ロス削減を中心にみどりの食料システム戦略の概要説明を行いました。

各県拠点においては、地域のイベント（オーガニックフェスタ in いわて 2022、須賀川市みらいの農業フェア等）に参加し、パネルディスカッションなどを通じた意見交換や情報提供を行いました。



フェスタの様子



パネルディスカッションの様子

さらに、今後の消費活動の中心となり、時代を担う若者の関心を高めるため、出張講義や講演、就農に向けたアンケートの実施、学生と連携した有機農産物への理解を深めるためのコンテンツづくり等、大学や農業教育機関への働きかけも進めています。



山形大学農学部



米沢栄養大学



青森県営農大学校

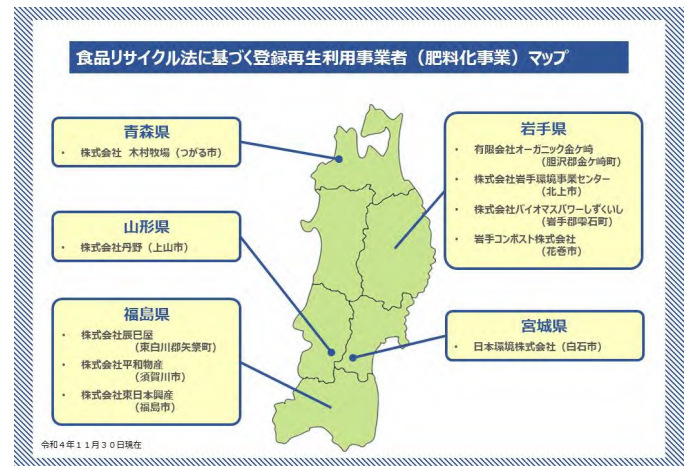
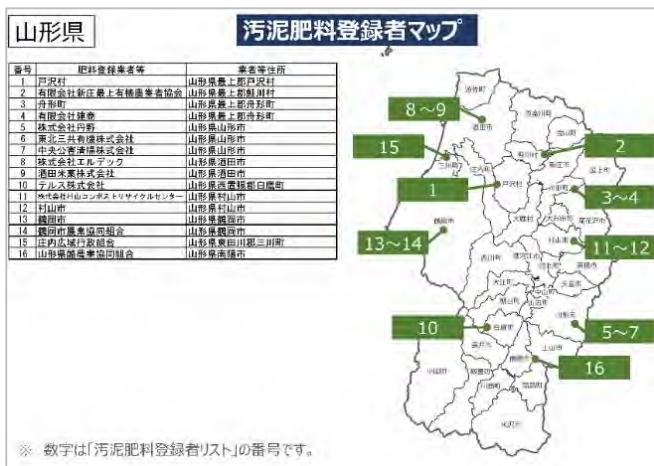


弘前大学

〈調達・生産に向けたアプローチ〉

東北における肥料資源の利用拡大を図る取組として、「汚泥肥料登録者」、「家畜ふん尿堆肥供給者」及び「食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者（肥料化事業）」に関する情報を地図にプロットし東北農政局 HP に掲載しました。

県拠点を通じた現場への周知活動や各種会議等様々な機会を捉えて情報を発信することで利用者とのマッチングにつなげています。



〈加工・流通事業者に向けたアプローチ〉

東北農政局主催による「みどりの食料システム戦略における食品産業・流通・エネルギー分科会セミナー」を開催し、同戦略を説明するとともに、東北における有機農産物の生産・流通の取組、特別栽培の農産物を使用した食品製造、地域で循環するエネルギー供給の取組事例を紹介しました。

「ビジネスマッチ東北 2022 秋(来場者 4,352 人)」へ東北農政局としてブース出展するとともに、出展者へみどり戦略等のパンフを個別に配付しPRを行いました。

また、東北経済連合会との意見交換会を開催し、みどり投資促進税制・基盤確立事業、J-クレジット制度等、事業者向けの制度について情報提供し、参加者からは「金融・税制の支援は幅広く活用できる」、「J-クレジットは農業分野との親和性が高い」等のご意見をいただきました。

進捗状況

令和4年度末時点で、東北6県において、県と市町村の共同により、みどりの食料システム法に基づく基本計画が策定されました。

今後は、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する、環境負荷低減事業活動実施計画の受付を行い、各県知事が認定します。

(2) 環境に配慮した農業の推進

ア 有機農業等の取組

現状と課題

- 東北における令和3(2021)年4月の有機JAS認定ほ場の面積は1,758haで全国14,136haの約12%を占めています。

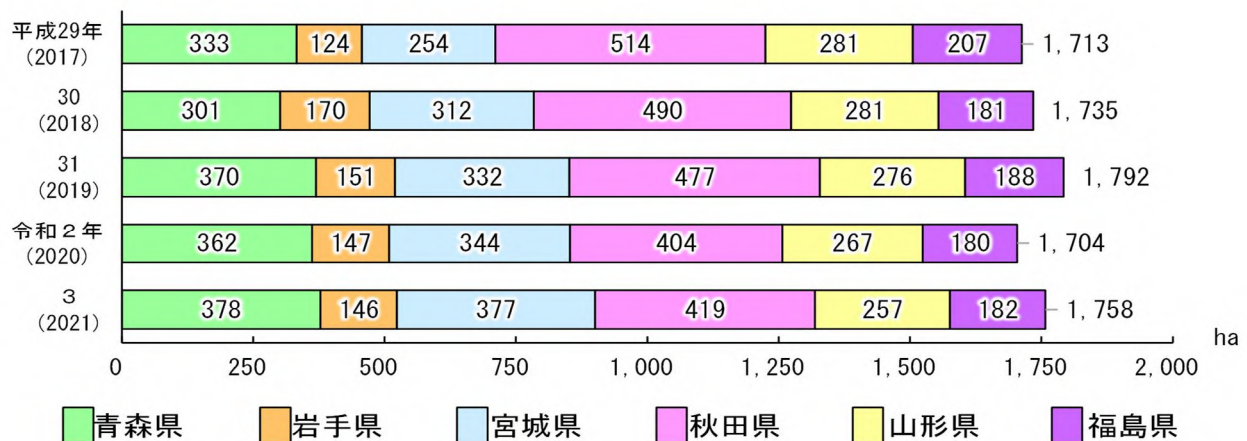
施策

環境に配慮した農業を推進するため、環境保全に効果の高い取組や有機農業の産地づくりに関する取組等を支援しているほか、令和3(2021)年5月にみどりの食料システム戦略が策定されたことに伴い、有機農業の面積拡大に向けた取組を推進しています。

有機JAS認定ほ場の面積の推移

東北の有機JAS認定ほ場の面積は、令和3(2021)年4月1日現在で1,758haとなり、前年に比べて3.2%増加しましたが、近年はおおむね横ばいで推移しています。県別の面積をみると、秋田県、青森県、宮城県の3県で東北の約70%を占めています(図表2-39)。

図表 2-39 有機JAS認定ほ場の面積の推移(東北)



資料: 農林水産省調べ

注: 各年4月1日現在の値。

取組事例 農事組合法人田尻アグリワーカーズ(宮城県大崎市)

農事組合法人田尻アグリワーカーズは、平成27(2015)年に設立し、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」及び「豊饒の大地『大崎耕土』世界農業遺産ブランド認証」を取得。化学農薬及び化学肥料の使用量を宮城県慣行栽培基準の半分に抑えた生産を実現しています。

また、ハウスの暖房とトラクターの燃料に地域資源である廃食油(トラクター燃料はBio Diesel Fuel)を活用する等、設立当初から地球温暖化に配慮し、エネルギーの地産地消に寄与しています。

令和4(2022)年度
未来につながる持続可能な農業推進コンクール
(有機農業・環境保全型農業部門)
東北農政局長賞受賞



ハウスの廃食油暖房機

イ 畜産業

現状と課題

- 日本の畜産業における温室効果ガス排出量は、日本全体の総排出量の約1%ですが、農林水産分野の占める排出量約4%のうち、その約3割を畜産業が占めています。その中でも排出量の多い酪農・肉用牛経営において、温室効果ガス削減に取り組むことが求められています。

施策

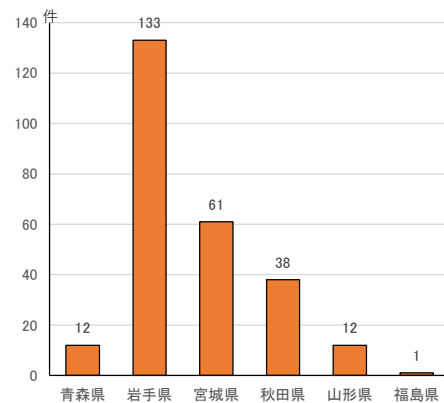
地球温暖化対策等による持続可能な社会の実現に向け、畜産・酪農における温室効果ガス排出の削減と持続可能な畜産経営の確立を図るため、酪農・肉用牛経営において飼料生産基盤を確保しつつ、温室効果ガスの排出量削減のための取組を支援しています。

取組状況

環境負荷軽減型持続的生産支援（エコ畜事業）は、飼料作付面積を確保しつつ、酪農経営者、肉用牛等経営者、酪農経営者組織又は肉用牛等経営者組織が行う放牧、不耕起栽培、消化液の利用、化学肥料の削減等の温室効果ガス排出削減の取組を支援する事業であり、東北においては、全県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）で取り組まれています。

なお、令和4(2022)年度は257件で実施されています。

図表 2-40 東北のエコ畜事業交付実績
(令和4(2022)年度)



資料：東北農政局作成

取組事例「東北“耕畜連携”の輪」の情報提供

家畜排せつ物を適切に堆肥化し、農地に還元することは、堆肥処理工程における温室効果ガスの排出抑制や農地における化学肥料の使用量低減に資する等、持続的な農業生産を実現する上で大変重要です。

東北農政局では、令和4(2022)年に、地域で生産される堆肥の一層の利活用に向けた参考情報等、「持続可能な地域形成」に資する情報を集約したサイト「東北“耕畜連携”の輪」をホームページに立ち上げました。



各種取組事例や技術、制度等の様々な情報を掲載

東北農政局：「東北“耕畜連携”の輪」

<https://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/tikusan/tohokukouchikurenkeinowa.html>

(3) 食品ロスの削減

現状

- みどりの食料システム戦略においては、令和 12(2030)年度までに、食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量を平成 12(2000)年度比で半減の 273 万 t とすることを目標としています。
- 我が国の食品ロス発生量は、近年減少傾向にあり、令和 2(2020)年度は、対前年比 48 万 t 減の 522 万 t、うち事業系は 275 万 t と、いずれも食品ロス量の推計を開始した平成 24(2012)年度以降で最小値となっています。
- 農林水産省では、みどりの食料システム戦略の実現に向け、厳しい納品期限等の商慣習の見直しを食品業界に要請するなど抜本的な強化に取り組んでいます。

商慣習見直しによる事業系食品ロス削減の取組

農林水産省では、食品ロスの削減に向けて、令和 4(2022)年 10 月 30 日の「全国一斉商慣習見直しの日^{※1}」に、食品小売事業者が賞味期間の 3 分の 1 を経過した商品の納品を受け付けない「3 分の 1 ルール」の緩和や、食品製造事業者における賞味期限表示の大括り化（年月表示、日まとめ表示）の取組を呼びかけました。

東北において、同年 10 月時点で、加工食品の納品期限を緩和している又は実施予定の小売業者は 24（全国 240）社です。また、平成 24(2012)年以降、賞味期限を延長した又は延長予定のメーカー等は 5（全国 182）社、賞味期限表示の大括り化に取り組む又は取り組む予定のメーカー等は 8（全国 267）社となっています。

フードバンク団体の活動について

「フードバンク^{※2}」と呼ばれる団体の役割が大きくなっています。フードバンク活動は、未利用食品を必要とする者に届ける取組であり、食品ロスの削減に直結するほか、生活困窮者への支援等の観点からも意義があります。東北農政局が把握する東北の 20 のフードバンク団体における令和 4 年(2022)年度食品取扱量は、1,397t^{※3}となっています。

また、東北農政局では、更新により災害備蓄食品としての役割を終えた食品を、原則としてフードバンク団体に提供しています。

令和 4(2022)年度は、7 月及び令和 5(2023)年 3 月に、東北で活動する延べ 4 つのフードバンク団体に食品を提供しました。



東北農政局での備蓄食料提供

※1 「全国一斉商慣習見直しの日」は、令和元(2019)年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」において、10 月が「食品ロス削減月間」、10 月 30 日が「食品ロス削減の日」と定められた。

※2 「フードバンク」とは、食品関連事業者等から未利用食品等の寄附を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを無償で提供するための活動を行う団体をいう。

※3 東北農政局調べ（各フードバンク団体への聞き取りによる食品取扱量）。

5 スマート農業とデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

(1) スマート農業の推進

現状と課題

- 農業現場における担い手不足や高齢化が進行する中、生産力の向上と持続性の両立を図り、若者にとっても魅力のある産業にするためには、ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業を推進していく必要があります。

施策

スマート農業の社会実装を加速化するため、令和元(2019)年度から、研究開発された先端技術を実際の生産現場に導入し技術実証を行うとともに、技術の導入による経営への効果を明らかにするため、「スマート農業実証プロジェクト」を展開しています。

また、令和3(2021)年度「スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業」により、農作業の代行等を行う農業支援サービス事業体によるスマート農業技術の導入や、農業者等が行うスマート機械等の共同購入・共同利用等を支援しています。

取組状況

令和4(2022)年度、東北では2地区において「スマート農業実証プロジェクト」が実施され、畑作、ローカル5Gの項目で、生育・収量の予測システム、ローカル5G等を活用したシェアリング、収穫ロボットやAIを活用した超省力化等の実証が行われました。

また、令和4(2022)年度「スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業」では、スマート機械等の共同購入・共同利用などの取組に83件が採択され、導入したスマート機械を活用し生産性の向上を図っています。

取組事例「スマート農業実証プロジェクト」株式会社 秋田食産ほか みさとちょう（秋田県美郷町ほか）

（株）秋田食産は、令和4(2022)年度から「スマート農業実証プロジェクト」の実施地区として、以下のコンソーシアム構成員とともにローカル5Gとリアルメタバースを活用した秋田県産モデルの実証に取り組んでいます。

具体的には、ハウス栽培のイチゴなどの各種情報をローカル5G、リアルメタバースを活用してシェアリングするとともに、収穫ロボットやAIを活用した超省力化の実現を目指しています。また、雪対策として地下水を活用したク라운温度制御等、複数経営体に対してスマート農業技術を導入し、普及性を考えたデータ駆動型農業を実現することで、県域での持続可能な農業経営、所得向上を目指しています。



イチゴ農園内の風景

コンソーシアム 構成員

（株）NTT アグリテクノロジー、（株）秋田食産、（有）アグリフライト大曲、草薨真也、秋田県仙北地域振興局、鹿角市、潟上市、大仙市、美郷町、秋田県立大学、福島大学、宇都宮大学、山梨大学、農研機構（野菜花き研究部門、東北農業研究センター、西日本農業研究センター）、（株）恋する鹿角カンパニー、物産中仙（株）、（株）グランドパレス川端、ENEX（株）、（株）ポケット・クエリーズ、持続未来（株）、グッド・アグリテクノロジー（株）、（株）フィデア情報総研、東日本電信電話（株）、大仙アグリコミュニティ

(2) 農業 DX の推進

現状と課題

- 農業の生産現場では、担い手不足や農業従事者の高齢化等による労力不足が大きな課題となっており、課題解決のためにはデジタル技術の活用を進める事が不可欠な状況です。
- 農業分野におけるデジタル化は製造業等の分野と比べ困難と考えられていましたが、技術の進展・汎用化により、農業分野でもデジタル技術の活用が進められているところです。

施策

生産現場におけるスマート農業、農村地域における基盤整備や災害対応、流通・消費段階における農産物の物流や販売等、様々な段階でのデジタル技術の活用を推進しています。

また、農業分野における各種申請手続きの電子化の体制整備や農村地域の情報通信環境整備を支援しています。

東北における各分野でのデジタル技術の活用

生産現場では現在、ロボット、AI、IoT 等の先端技術を活用したスマート農業の現場実証を全国で進めているほか、通信インフラの整備等の本格的な社会実装を加速化している段階にあります。

農村地域では、これまで接点のなかった都市と地方の住民や地域内の異業種人材をつなぐプラットフォームも生まれつつあります。

また、鳥獣被害対策等においても、センシング技術を活用した鳥獣出没の検知、追い払い等のほか、鳥獣の生息域のマッピングによる捕獲の効率化に関する実証等も進展しつつあり、デジタル技術の活用による課題解決や地域資源の活用が期待されています。

さらに、経営所得安定対策や認定農業者制度等については、申請のオンライン化を推進しています。これにより、農業者の書類作成が簡略化（手書き不要）され、自宅からの申請が可能となります。

**イージー&スマートに
ダイレクト申請！**

**農林水産省
共通申請サービス
(eMAFF) 始まりました**

農林水産省では、当省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を構築しました！

3,300以上の手続きが申請可能！

- 認定農業者制度 ■経営所得安定対策 ■収入保険 ■強い農業づくり総合支援交付金事業
- 環境保全型農業直接支払交付金 ■集落農業振興地域制度 等

現在申請可能な手続きの一覧はこちら⇒ <https://e.maff.go.jp/SearchFromAllTetsuzuki>

Point 1 自宅のPC、スマホから申請可能に

役所の開庁時間に縛られることなく自宅のパソコン(PC)やスマートフォン(※1)、タブレットからも申請できます。
ワンストップ・ワンスオンリー（一度提出した情報は、再提出不要）で手間が省けます。

※1 OSは、Windows10、11（ブラウザはGoogle Chrome、Mozilla Firefox、Microsoft Edge（Chromium））又はmacOS11.0以上（※Google Chrome、Mozilla Firefox、Apple Safari）の動作を保障
※2 iOS、Android11以上（※Google Chrome）又はiOS14.0以上（※Apple Safari）の動作を保障

Point 2 紙の管理が不要に

申請書類を紙で管理する必要はありません。
過去の申請情報も利用するための、申請様式を記入する手間が省けます。

Point 3 審査状況の確認も簡単

自分が行った申請の審査状況をリアルタイムで把握することもできます！

ご利用実績（令和5年6月13日時点）

ご利用ユーザ数：約2.2万人
累計申請数：約6万件

農林水産省

もちろん安全対策もしっかり
二要素認証でなりすまし対策を実施しています。
デジタル庁が運用する法人共通認証基盤（GBizID）で払い出されるIDを利用します。また、二要素認証（2つの異なる方法による認証）により、申請者の確認が行われます。

農林水産省共通申請サービス(eMAFF) <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/dx/emmaff.html>

取組事例 もりやま園株式会社(青森県弘前市)

平成 27(2015)年 2 月に設立された青森県弘前市のもりやま園(代表 森山聡彦氏)では、データの活用や作業の機械化に取り組んでいます。

森山氏は、父親から経営を引き継ぐにあたり、園内で栽培しているりんごの品種ごとの本数、収量などの栽培状況や経営の分析の必要性を感じ、データ収集に着手し、労働生産性の低さが可視化されました。その現状を変えるため、データの活用による栽培・作業管理と作業のより一層の機械化に取り組み始めました。



ツリータグについて話す森山氏

データを活用した取組として、りんごの木一本一本に2次元コードを貼り付けたタグをぶら下げ、それをスマホで読み取り、行った作業内容を記録する、ツリータグを用いた栽培管理を行っています。一本ごとに記録した作業データを分析し、品種ごとに費やしている作業時間や品種ごとの収量等を明らかにして、これらのデータを活用することで作業効率の向上につなげています。

機械化の取組としては、光センサー選果機を導入しました。選果作業は長年の経験がないと難しい作業でしたが、この選果機を導入したことにより未経験者でも作業ができ、作業効率が格段に向上しています。

また、令和2(2020)年に草刈りロボットを導入し、現在4台が稼働しています。自律走行で草刈りを行い、自ら充電器に戻り充電をすることで、園地の管理作業の労働軽減につながることに加え、ロボットが常時稼働することで、木を枯死させることもあるネズミを排除するメリットもあります。森山氏は、「体を動かして働く以外に稼ぐ方法がないという農家の宿命を変え、農業を、頭を使って稼ぐ知的産業にしたい。」と話します。

当園では、令和4(2022)年の労働生産性が、経営を引き継いだ当初に比べ2.4倍にまで伸びています。森山氏は、「全産業の中で労働生産性が低い農業を、全産業平均にまで引き上げていきたい。」と話しており、今後は労働生産性を4倍にすることを目指し、収穫作業の機械化に取り組んでいく予定です。



スマホでツリータグの2次元コードを読み取り、作業を記録していく。



りんごを一つ一つ黒い受け皿に置き、光センサー選果機が選果する。



草刈りロボット自ら充電器に戻り充電する。

6 食の安全と消費者の信頼確保

(1) 食育の推進

現状

- 東北農政局では、食育基本法及び食育推進基本計画に基づき食育を推進しています。
- 第4次食育推進基本計画が令和3(2021)年3月に策定され、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化等食育を巡る状況を踏まえ、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を以降5年間に特に取り組むべき重点事項として定めています。
- また、政府が作成した「SDGs アクションプラン 2021」においても、具体的な取組例の1つに「食育の推進」を国民運動として展開することを掲げています。
- 各都道府県及び市町村においても、食育推進計画を作成して食育を推進してきました。東北では、令和5(2023)年3月末現在、県段階では全県で、市町村段階では210市町村(92.5%)で作成されています。

東北農政局の取組

東北農政局では、食育に関する国民の理解の向上、食育活動団体等の取組推進のため、各地の食育活動に対する交付金による支援に加えて、ブログやメールを用いた食育の知見や最新の食育情報の提供のほか、食育セミナーの開催、地方自治体が行うイベントへの出展など、食育活動に対する支援を行っています。

食育に関する展示

令和4(2022)年6月の食育月間に合わせて、消費者展示コーナーにおいて第4次食育推進基本計画の概要や、「ちょうどよいバランスの食生活」を手軽に実践するためのヒントをパネルで紹介するとともに、食事サンプルの展示を行いました。併せて、第4次食育推進基本計画の中で1日の食塩摂取量の目標が8g以下に設定されていることから、「かるしお」(国立循環器病研究センターが推奨する「塩をかるく使って美味しさを引き出す」減塩の新しい考え方)の取組と、東北の事業者が取り組んだ「かるしお」認定商品などについても紹介しました。

また、令和4(2022)年10月の宮城県加美町^{かみまち}の「食の文化祭」、11月の岩手県の「岩手県食育推進県民大会」、令和5(2023)年1月の山形県の「やまがた食育県民大会」といった自治体が開催するイベントにも出展し、パネル展示・パンフレット配布などを行いました。



食育月間：第4次食育推進基本計画に関する展示



食育月間：「かるしお」に関する展示

食育セミナーの開催

令和4(2022)年度は、東北農政局主催で6月と3月に、農林水産本省と共催で11月に、計3回の食育セミナーをWEBで開催しました。

東北農政局主催で実施した第1回食育セミナーでは、関係者・機関との情報共有と連携を図るため、食育を実践する3団体による食育活動の事例発表と意見交換を行いました。

第2回食育セミナーでは、「持続可能な食と環境を支える食育の推進」と題し、第1部で大学教授による健全な食生活と環境を支える食育の実践についての講演、第2部では宮城県の指導農業士と食品製造販売業者による活動の事例発表の後、大学教授を交えた3者によるパネルディスカッションを行いました。

また、農林水産本省と共同で開催した食育セミナー「山形で継承されてきた伝統的な食材を次世代に伝えるセミナー」においては、第1部で大学教授による伝統野菜の現状と課題についての講演、第2部でイタリア料理のシェフによる山形県鶴岡市の伝統野菜「藤沢カブ」を使った調理実演、第3部では大学教授、シェフ及び藤沢カブの生産者をパネリストに、鶴岡市の食育イベント会社をファシリテーターに迎えてパネルディスカッションを行いました。

第1回食育セミナー



事例発表：(左) むつみ幼保連携型認定こども園 味水富夫氏、(中) 有限会社蔵王マウンテンファーム山川牧場代表 山川喜市氏、(右) 会津若松市食育ネットワーク会長 上嶋啓子氏

第2回食育セミナー



講演：仙台白百合女子大学人間学部
教授 佐々木裕子氏

パネルディスカッション：(左から) 指導農業士 石森さと子氏、
佐々木氏、株式会社明治北日本支社 片桐祐治氏 (WEB 参加)

山形で継承されてきた伝統的な食材を次世代に伝えるセミナー



講演：山形大学農学部
教授 江頭宏昌氏

調理実演：アル・ケッチャーノ
シェフ 奥田政行氏

パネルディスカッション：(左から) 奥田氏、江頭氏、藤沢
カブ生産者 伊藤恒幸氏、ファシリテーター 小野愛美氏

(2) 食に関する情報提供

現状

- 令和4(2022)年は、全国で962件、東北では98件の食中毒が発生し、前年に比べ増加しました。食中毒の発生は、消費者に健康被害が出るばかりでなく、原因と疑われる食品の消費の減少にもつながることから、農林水産業や食品産業にも経済的な影響が及ぶおそれがあり、その防止を図ることが必要です。
- また、農林水産業や地域の将来を見据えた持続可能な食料システムを構築することが必要であり、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立に向け、令和3(2021)年5月に「みどりの食料システム戦略」が策定されました。この戦略の実現を図るためには、国民の認知・理解の一層の拡大が必要であり、そのための情報発信が重要となっています。

東北農政局の取組

消費者が正しい理解に基づき安全な食品を安心して選択できるよう、食品の安全に関する情報提供や意見交換会の開催、出前授業への講師派遣、消費者展示コーナー等での情報提供等に取り組んでいます。

講師派遣案内 <https://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/anzen/kouza.html>

消費者展示コーナー https://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/soudan/corner/syouhi_corner.html

消費者との意見交換

東北農政局では消費者団体との意見交換会を行っています。

令和4(2022)年度は12月と2月に「みどりの食料システム戦略」をテーマとして、毎日の食事が地球環境にどのように影響しているかを知り、何を選んでどう食べるべきか等について意見交換を実施しました。



岩手県拠点における意見交換会（12月）



東北農政局における意見交換会（2月）

消費者への情報発信

東北農政局では、仙台合同庁舎B棟1階に消費者展示コーナーを常設しています。

月ごとにテーマを決め、食品の安全をはじめ、農林水産行政に関する情報や東北の地場産品等の紹介をしています。

春先から初夏にかけては、食用と誤って有毒植物を喫食したことによる食中毒の発生が多く見受けられることから、4月には野菜・山菜と間違えやすい有毒植物や農薬の適正な使用等について紹介しました。

「みどり食料システム戦略」に関連した情報提供として、10月前半に食品ロス削減に役立つグッズなどを展示しました。

東北管内の地場産品等の紹介としては、9月に青森県、12月に秋田県、1月に福島県、2月～3月には山形県に関する展示を行いました。

そのほか、地域の農林水産業や食品の振興を図る展示も行いました。



4月_食品の安全性との向上と信頼確保の取組



5月_農研機構が開発した技術・品種



6月_食育月間及び減塩の取組「かるしお」



7月_米粉の利用拡大



8月_「農業遺産」



9月_「自然と人の豊かな恵みに育まれた～青森のうまいものたち」



10月前半_食品ロス削減



10月後半_私たちの食と農を支える統計調査



11月_和食文化の保護・継承



12月_「食の宝庫」秋田を代表する新たな特産品を御紹介！



1月_「ふくしまプライド。」自慢の逸品大集合



2月前半_花っていいよね！フラワーバレンタイン



2月後半～3月前半_山形のおいしさ満彩めしあがれ



3月後半～4月前半_震災からの復興と災害に備えた食品備蓄

(3) 消費者の信頼確保

現状

- 食品の適正な表示及び米穀等の適正な流通を確保するための監視や食品表示110番等による疑義情報の受付を行っており、疑義が生じた場合は、法令に基づき立入検査等を実施し、徹底した疑義解明と不適正な行為に対する厳正な措置を行っています。
- 特に、あさりの産地表示適正化のために行った対策の効果を測るため、令和4(2022)年度にあさりの産地表示の状況に関する点検調査を行うとともに、引き続き食品表示法の疑義に対する徹底した疑義解明と不適正な行為に対する厳正な措置を行っています。
- 水産流通適正化法が令和4(2022)年12月1日に施行され、アワビ、ナマコ等の特定の水産動植物等の国内流通の適正化を図るため、採捕者・取扱事業者に対し、漁番号等の情報伝達、取引記録の作成及び保存等が義務付けられました。

東北農政局の取組

東北農政局では、食品表示法、米トレサビリティ法、牛トレサビリティ法、食糧法、農産物検査法、JAS法及び水産流通適正化法について、一般巡回調査による監視及び科学的分析結果等による立入検査、指導を行っています。

また、食品表示110番の窓口において、食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報等を受け付けるとともに、必要に応じて立入検査等を実施し、不適正な表示を確認した場合は法に基づき厳正な対応に当たっています。

令和4(2022)年6月には本省指示に基づき、小売店に対し、あさりの産地表示の状況に関する点検調査を実施しました。

食品表示等の適正化に係る立入検査の実施状況

令和4(2022)年度は、東北において指示、公表はなかったものの、23件の指導が行われています。

23件の指導のうち、食品表示法は12件、JAS法は2件、牛トレサ法は8件、米トレサ法は1件となっており、前年度とほぼ同様の件数となっています(図表2-41)。

図表 2-41 命令・指示・勧告・指導件数(令和3(2021)年度～令和4(2022)年度)

単位：件

年度	令和3(2021)年度				令和4(2022)年度			
措置 対象法律	命令	指示	勧告	指導	命令	指示	勧告	指導
東北管内件数	0	0	0	22	0	0	0	23
食品表示法	0	0		13	0	0		12
JAS法	0			1	0			2
牛トレサ法	0		0	7	0		0	8
米トレサ法	0		0	1	0		0	1

資料：東北農政局作成

(4) 家畜衛生対策

現状

- 高病原性鳥インフルエンザは、令和4(2022)年10月から令和5(2023)年4月までに、全国26道県で84事例の発生が確認され、殺処分羽数は約1,771万羽に上りました。東北では、秋田県を除く5県で9事例の発生が確認され、疫学関連2農場を含めて約213万羽が殺処分されました。
- 豚熱^{ぶたねつ}は、平成30(2018)年9月に岐阜県において、国内で26年ぶりに発生して以降、令和5(2023)年8月末までに、全国20県で89事例の発生が確認され、殺処分頭数は36万頭を越えました。東北では、令和2(2020)年12月に山形県鶴岡市^{つるおかし}、令和3(2021)年12月に宮城県大河原町^{おおがわらまち}及び丸森町^{まるもりまち}の2県で3事例の発生が確認され、約1万9千頭が殺処分されました。
- 野生イノシシの豚熱^{ぶたねつ}は、令和2(2020)年9月に福島県で発生が確認されて以降、令和5(2023)年8月末日現在、岩手県104頭、宮城県190頭、秋田県7頭、山形県132頭、福島県86頭、計519頭が確認されています。

東北農政局の取組(事前の準備)

東北農政局では、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、農場周囲への野生動物侵入防護柵の設置、防鳥ネットの設置、畜産関係施設への車両消毒装置の設置、野生イノシシ^{ぶたねつ}の豚熱検査等に対する支援を行っています。

さらに、実際に発生した場合に備えて、緊急時の対応演習を実施するとともに、各県が実施する防疫演習に参加するなど、県との連携強化に努めています。



農政局での防護服着脱訓練の様子



県拠点での車両消毒訓練の様子

家畜伝染病発生時の対応(支援体制)

東北で豚熱^{ぶたねつ}、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した場合、直ちに発生県に担当官を派遣して情報収集や支援ニーズの把握に努めるとともに、「東北農政局特定家畜伝染病対策本部」を設置し、県が行う移動制限、殺処分、埋却、消毒などの防疫措置の円滑な実施を支援しています。

また、風評被害の防止、消費者の不安の解消のため、相談窓口の設置、小売店・飲食店における表示の点検・啓発、HPやメール等による正確な情報発信を行っています。

(5) 病害虫等の侵入・まん延の防止

現状と課題

- 東北では、近年、モモせん孔細菌病や薬剤耐性菌を原因としたリンゴ黒星病の発生が増加しています。
- 農作物の安定生産のためには、適期の病害虫防除が重要であり、このような問題に対応するための防除体系の確立が必要となっています。

東北農政局の取組

病害虫のまん延は、農業生産に重大な損害を与えるおそれがあるとともに、県境を越えて拡大するため、県や関係機関と連携して防除に取り組む必要があります。

このため、東北農政局では、県や関係機関の協力の下、病害虫の発生状況、気象、作物の生育状況等を調査し、最新情報を農業関係者に提供する等、適切な病害虫防除の推進に取り組んでいます。

また、コドリングアや火傷病等の国内未発生病害虫の侵入や、ジャガイモシストセンチュウ等、国内の一部地域で発生が確認されている有害動植物のまん延を防止するため、各県に調査を依頼するとともに、関係機関に情報を提供しています。

近年、東北で発生が確認された病害虫

台風被害の大きかった翌年に多発するモモせん孔細菌病、薬剤耐性菌を原因としたリンゴ黒星病など、従来の薬剤散布だけでは防除が困難な病害の発生が確認されています。また、令和3(2021)年に苗由来のサツマイモ基腐病が東北で初めて確認されました。防風対策による菌の拡散防止、使用する薬剤の選定、適期の防除の実施など、地域全体での取組が重要となっています。

モモせん孔細菌病

画像提供：福島県



被害果実

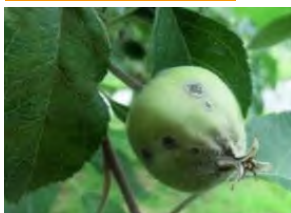


被害葉

ももの枝、葉から風雨によって菌が分散し、果実被害をもたらす細菌性の病害です。令和4(2022)年は、春型枝病斑^{はるがたえだびょうはん}の切除の徹底により、平年並みに発生が抑えられました。

リンゴ黒星病

画像提供：青森県病害虫防除所



被害果実

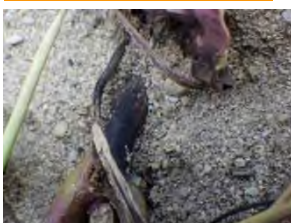


被害葉

りんごの葉や果実に円形～不定形の褐色病斑を形成する糸状菌(カビ)の病害です。令和4(2022)年は、薬剤散布間隔の遵守や降雨前散布の徹底等が図られたことから、平年より発生はやや少なくなっています。

サツマイモ基腐病^{もとぐされびょう}

画像提供：山形県病害虫防除所庄内支所



被害茎葉



被害株

ヒルガオ科植物(主にかんしょ)に寄生する糸状菌(カビ)の病害で、茎葉の枯死や塊根を腐敗させます。東北では、令和3(2021)年に岩手県と山形県の2県で確認されましたが、令和4(2022)年は確認されませんでした。

7 農地の最大限の利用と人の確保・育成、農業農村整備

(1) 農地中間管理機構による農地集積・集約化と地域の農業を担う者による農地利用

ア 人・農地プランの実質化の取組状況

現状と課題

- 今後、高齢化や人口減少の本格化による農業者の減少や耕作放棄地の拡大等、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが課題となっています。

施策

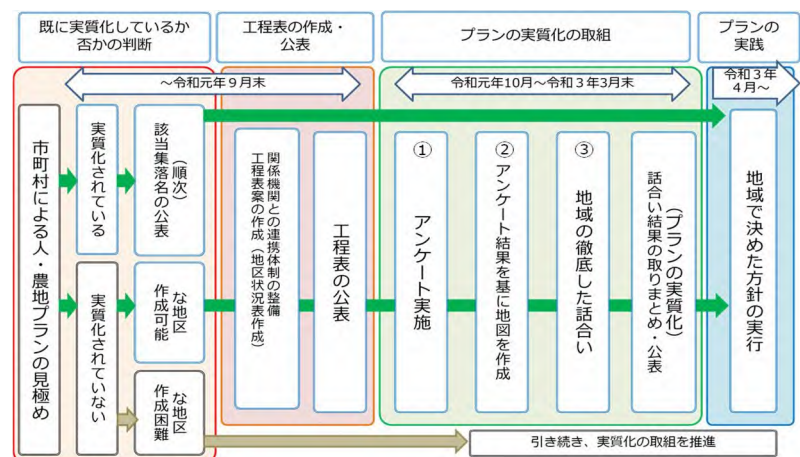
農林水産省では、平成24(2012)年から、地域の人と農地の問題を解決するため、「人・農地プラン」の作成と農地中間管理機構の活用を働きかけてきました。そして、平成31(2019)年からは、農業者の年齢階層別の就農や後継者確保の状況を「見える化」した地図を用いて、地域の農業者が話し合い、当該地域の将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく「人・農地プランの実質化」を推進してきました。

なお、この取組は令和4(2022)年に法定化され、令和5(2023)年からは各地域での協議結果を踏まえ、市町村が「地域計画」を策定することになりました。

人・農地プランの実質化の取組

人・農地プランの作成において、①農業者の年齢や後継者の有無等をアンケートや話し合いで確認し、②それを踏まえて、5年後、10年後の状況を「見える化」した地図を作成し、③地域の中心となる経営体への農地の集積・集約化に関する将来方針を定めるというプロセスを経たものが実質化した人・農地プランとなります(図表2-42)。

図表 2-42 人・農地プラン実質化の取組の流れ



人・農地プラン実質化の取組状況

令和4(2022)年3月末現在、東北における人・農地プランの実質化済みの地域数は2,404プラン(全国では18,287プラン)となっています。

また、実質化に取り組む地域数は223プラン(全国では3,597プラン)となっています(図表2-43)。

図表 2-43 人・農地プラン実質化の取組状況(令和4(2022)年3月末時点)

単位：プラン、ha

	既に実質化されている地域		実質化に取り組む地域		合計	
	プラン数	プラン内の農地面積	プラン数	プラン内の農地面積	プラン数	プラン内の農地面積
青森県	200	145,492	0	0	200	145,492
岩手県	425	156,968	0	0	425	156,968
宮城県	207	133,454	0	0	207	133,454
秋田県	351	146,670	0	0	351	146,670
山形県	572	114,462	4	1,864	576	116,326
福島県	649	53,695	219	27,835	868	81,531
東北計	2,404	750,741	223	29,699	2,627	780,441
全国計	18,287	3,673,312	3,597	352,883	21,884	4,026,195

資料：東北農政局作成

注：人・農地プラン実質化の取組状況における農地面積は、市町村からの報告ベースであり、耕地及び作付面積統計による耕地面積とは必ずしも一致しない。

イ 担い手に対する農地の利用集積

現状と課題

- 日本再興戦略において、「令和5(2023)年度までに全農地面積の8割を担い手に集積する」という目標を掲げています。
- 令和4(2022)年度における担い手への農地集積率は、全国(59.5%)、東北(59.3%)と、ともに年々増加しているものの、目標値までには相当の開きがあります(図表 2-44)。

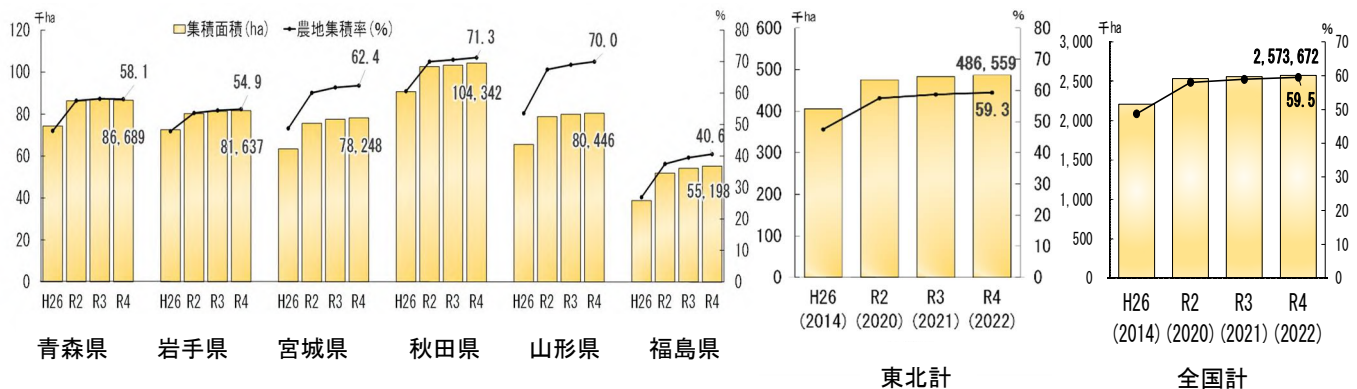
施策

目標を実現するための柱として、平成 26(2014)年度に農地中間管理事業制度が創設されました。

東北各県の集積率の状況

県別にみると、宮城県(62.4%)、秋田県(71.3%)、山形県(70.0%)、で全国を上回る集積率となっています(図表 2-44)。

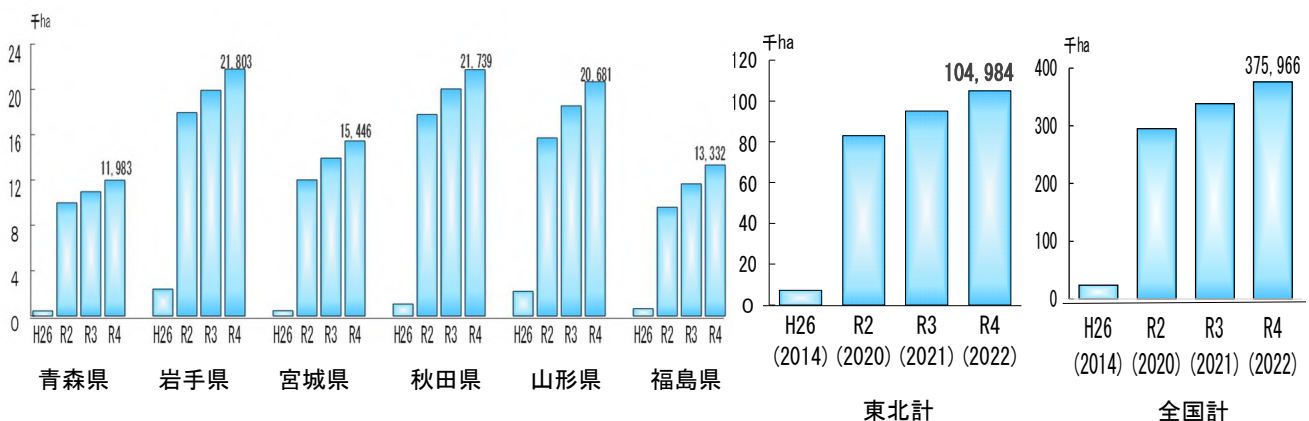
図表 2-44 東北各県の担い手への農地の集積状況



農地中間管理事業の状況

農地中間管理事業の転貸※の実績(累計)は、東北合計で10万4,984haと昨年度より9,910ha増加(対前年度110%)しています(図表 2-45)。

図表 2-45 東北各県の農地中間管理事業(転貸)の実績(累計)



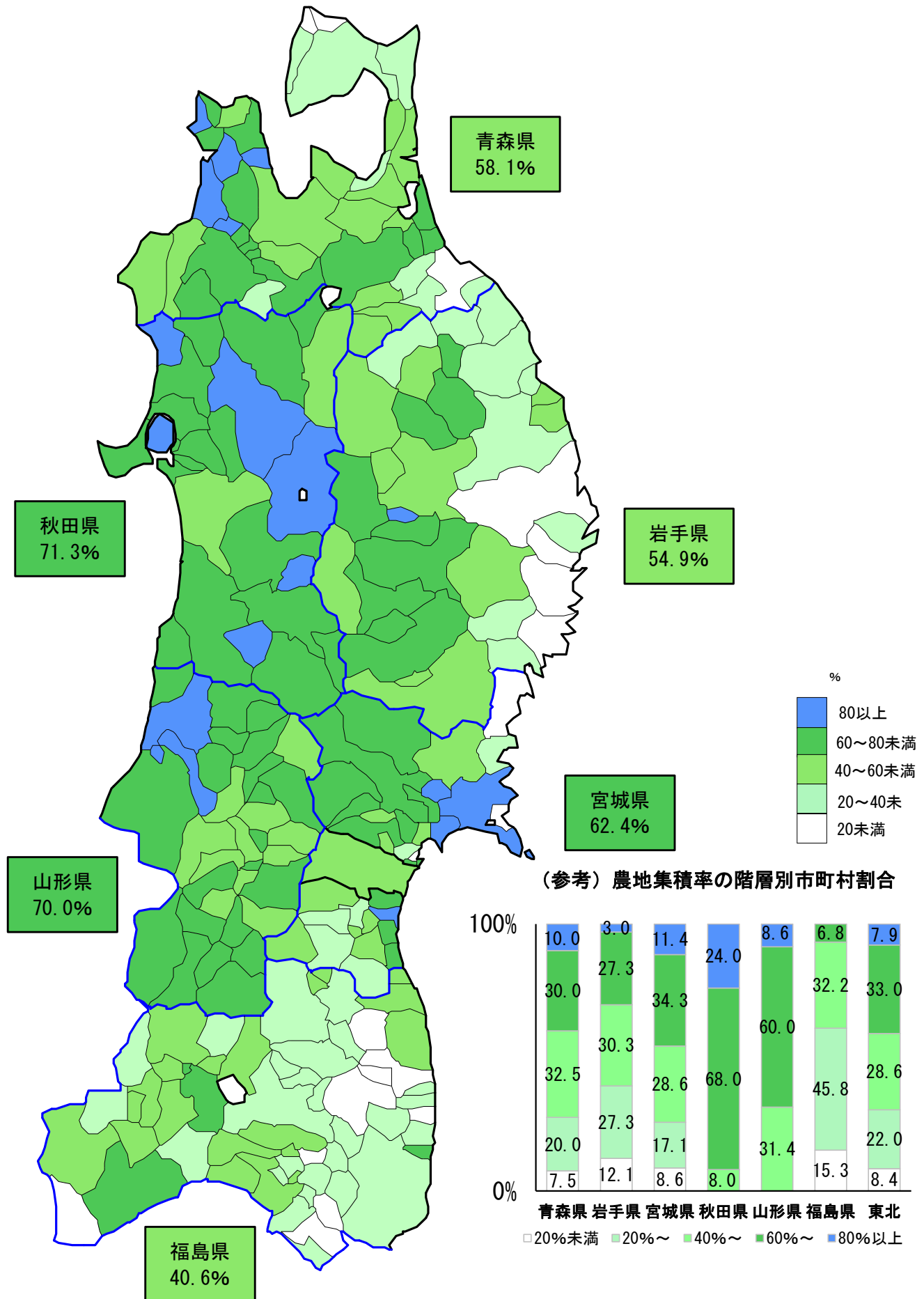
資料：東北農政局作成

注：1) 当年度の3月末時点で転貸している面積とし、転貸したが解除・解約した面積は含まない。
2) 転貸の実績(累計)とは、各年度末におけるストックの数値である。

※ ここでいう「転貸」とは、農地中間管理機構で借りた農地を、さらに他の人に貸すことである。

図表 2-46

東北の担い手への農地の集積状況(市町村別) (令和5(2023)年3月末現在)



資料：東北農政局作成

(2) 多様な人材の確保・育成

ア 認定農業者の動向

現状

- 農業者の一層の高齢化と減少が急速に進む中であっても、生産性と収益性が高く、中長期的かつ継続的に発展することが見込まれる担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営（認定農業者、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農））の育成が重要です。
- このため、経営感覚を持った人材が活躍できるよう、経営規模や家族・法人など経営形態の別にかかわらず、担い手の育成・確保を進めています。

施策

認定農業者制度は、農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画（経営改善計画）を市町村等が認定する制度であり、認定を受けた農業者に対して、その経営改善計画達成に向けた様々な支援措置を講じています。

また、経営改善計画の達成や農業経営の法人化等を支援するため、各県に農業経営の相談体制を整備し、農業者を支援しています。

認定農業者数の推移

東北における認定農業者数は、令和2(2020)年度末と比べて、1,432 経営体減少（3 ポイント減）しており、全国では、5,002 経営体減少（2 ポイント減）しています。

一方で、認定農業者のうち法人の数は、東北で139 法人増加（3 ポイント増）しており、全国では、860 法人増加（3 ポイント増）しています（図表 2-47）。

図表 2-47 認定農業者数の推移

単位：経営体

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	対前年度	
青森県	9,821	9,766	9,493	9,065	8,921	△ 144	-2%
	423	450	486	498	533	35	7%
岩手県	6,937	6,847	6,581	6,337	6,013	△ 324	-5%
	634	675	700	743	727	△ 16	-2%
宮城県	6,481	6,447	6,279	6,026	5,880	△ 146	-2%
	632	661	707	722	734	12	2%
秋田県	10,263	10,121	9,766	9,246	8,723	△ 523	-6%
	609	656	705	778	816	38	5%
山形県	10,100	9,966	9,400	8,792	8,602	△ 190	-2%
	484	515	552	590	629	39	7%
福島県	7,721	7,739	7,378	7,141	7,019	△ 122	-2%
	539	586	621	652	674	22	3%
東北計	51,323	50,886	48,897	46,619	45,187	△ 1,432	-3%
	3,321	3,543	3,771	3,987	4,126	139	3%
全国計	240,665	239,043	233,806	227,444	222,442	△ 5,002	-2%
	23,648	24,965	26,080	27,114	27,974	860	3%

上段：認定農業者数 下段資料：うち法人数

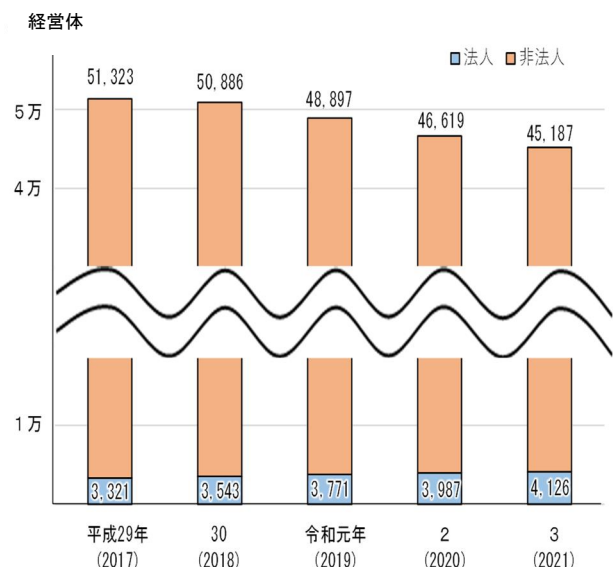
資料：東北農政局作成

注：1) 各年の値は各年度末現在。

2) 認定農業者の年齢構成は令和4(2022)年3月末時点。

3) 令和元(2019)年度以前に認定している場合、複数市町村で営農している経営体は重複している。

4) 令和2(2020)年度以降に複数の県で営農していることから農林水産大臣（東北農政局長）が認定した経営体は全国計（東北計）にのみ計上し、各県には含めていない。



イ 企業参入等の動向

現状

- 東北における企業（一般法人及び農地所有適格法人※）による農業参入の数は、例年、県平均で 20～30 法人ほど増加しており、堅調な増加傾向にあります。
- 東北全体の一般法人による農業参入数（440 法人（令和 4（2022）年））の前年からの増加率（116.1%）は、全国（108.7%）と比較して高い状況です（図表 2-48）。

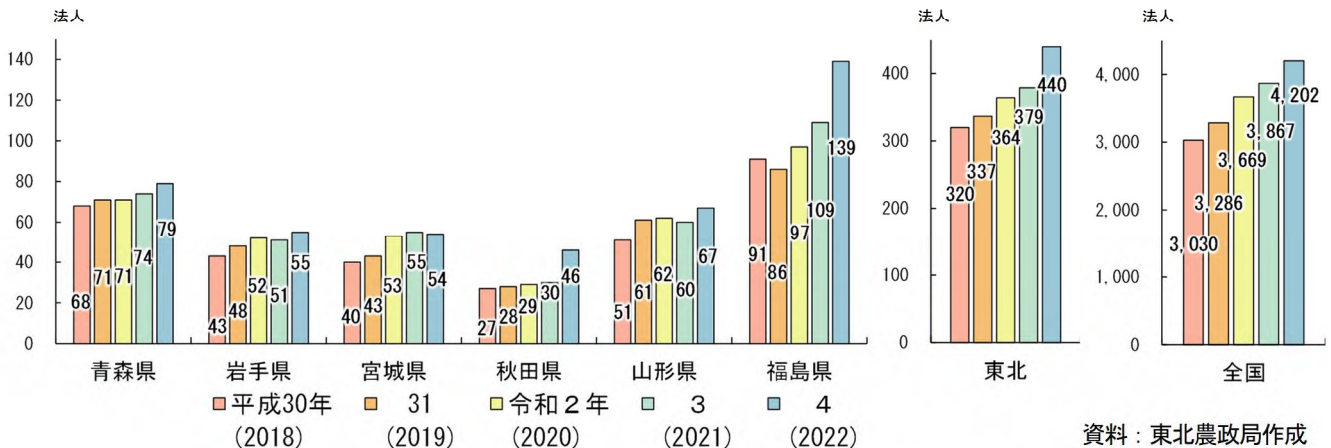
施策

平成 21（2009）年 12 月の農地法改正で一般法人による農業参入要件が緩和され、農地のリース方式による企業等の参入が全面自由化されました。

一般法人による農業参入数の推移

令和 4（2022）年 1 月 1 日現在における一般法人による農業参入の数は、宮城県を除く東北 5 県で昨年度より増加しています。県別では福島県の 139 法人が東北で最多となっています（図表 2-48）。

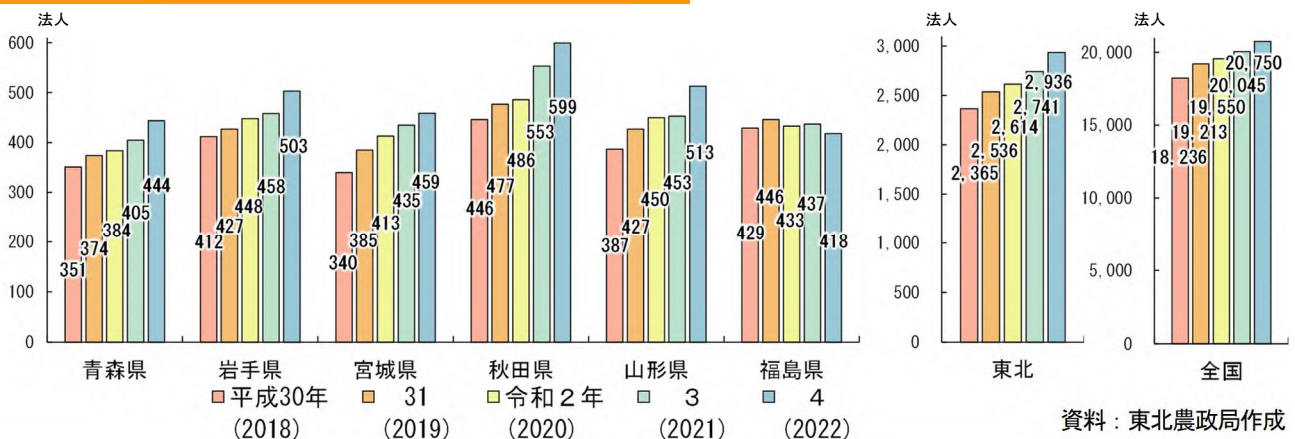
図表 2-48 一般法人による農業参入数の推移（東北）



農地所有適格法人数の推移

令和 4（2022）年 1 月 1 日現在における農地所有適格法人は東北全体で 2,936 法人となっており、福島県を除く東北 5 県で増加傾向です。県別では秋田県の 599 法人が東北で最多となっています（図表 2-49）。

図表 2-49 農地所有適格法人数の推移（東北）



※ 「農地所有適格法人」とは、農地法に定める一定の要件（主たる事業が農業又は農業に関連する事業であること、農業関係者が総議決権の過半を占めること及び役員の過半が農業の常時従事する構成員であることなど）を満たした法人であり、農地を所有することができる法人をいう。

ウ 新規就農者の育成・確保

現状と課題

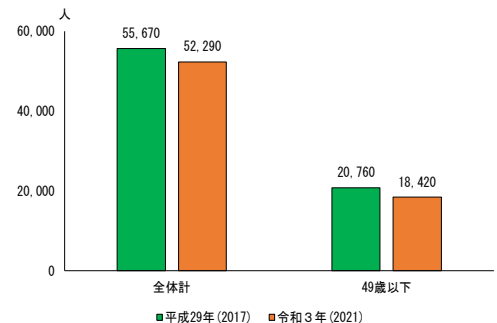
- 全国における令和3(2021)年の新規就農者は52,290人で、平成29(2017)年に比べ6%減少し、このうち49歳以下は18,420人で、11.2%減少しています(図表2-50)。
- 持続可能な力強い農業を実現していくためには、農業の内外からの新規就農を促進し世代間のバランスの取れた農業構造にしていくことが重要です。

施策

令和4(2022)年から始まった新規就農者育成総合対策では、農業への人材の呼び込みと定着を図るため、就農準備資金※¹、就農開始資金及び雇用就農資金に加えて、新規就農者や親元就農者の経営開始等における機械・施設等導入を地方と連携して支援するほか、伴走機関等による研修向け農場の整備等を支援しています。

新規就農者の育成が進んでいる地域では、県、市町村等が新規就農者の抱える技術面、経営面の課題について総合的にサポートしています。

図表 2-50 新規就農者数の推移



資料：農林水産省「新規就農者調査」

取組事例 青年農業者と東北農政局との意見交換会(宮城県仙台市)

東北農政局では令和4(2022)年10月に、「青年農業者と東北農政局との意見交換会」を開催しました。この意見交換会には、東北地域の青年農業者7名に出席いただき、農業を通じた魅力ある地域づくりの取組や次世代を担う農業者を地域に定着させるための方策等について、意見交換を行いました。

出席した農業者からは、新規就農を促進するためには、指導農家のもとで農業の知識や技術を習得できる研修体制や農業研修施設の整備、営農等について悩んだときに相談相手が近くにいることが重要、現役世代が充実感をもって農業を行っていれば自ずと次世代は育つといった意見が挙げられました。



出席された皆さんと東北農政局幹部職員

取組事例 秋田市園芸振興センター(秋田県秋田市)

秋田市園芸振興センターでは、秋田市内において新たに野菜や花きの園芸作物による農業経営を目指す方を対象として、併設されたほ場で研修を実施し、就農に向けたサポートをしています。国の就農準備資金を活用し、現在12名が研修を受講しています。

東北農政局では、令和4(2022)年7月に研修生9名を対象に、秋田県農林水産部農林政策課及び地域振興局の協力を得て、青年等就農計画※²の作成に向けたワークショップを開催しました。

ワークショップでは、農地の確保や栽培作物の選定など、就農に当たっての課題やその解決方法を、県等の助言を受けながら一人ひとりが整理しました。今後、研修生は、ワークショップの内容を参考に、市町村が認定する青年等就農計画を作成して就農することとなります。



ワークショップで課題を整理する研修生

※1 「就農準備資金」とは、就農に向けて必要な技術を習得する研修期間中の研修生に対して年間150万円、最長2年間給付する資金である。

※2 「青年等就農計画」とは、これから農業を始めようとする方が自らの農業経営に関する目標や必要となる機械・施設等についてまとめた就農に関する計画のことである。計画は就農する市町村の承認を受けることとなる。

エ 女性の活躍推進

現状と課題

- 東北の基幹的農業従事者約 23 万人のうち女性は約 9 万人で約 4 割を占めており、女性は農業の重要な担い手となっています（農林水産省「令和 4 年農業構造動態調査」）。
- 農業の発展、地域経済の活性化のためには、生活者の視点や多彩な能力を持つ女性農業者が力を発揮していけるようにすることが必要です。

施策

農林水産省では、「第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年（2020）年 12 月閣議決定）」において、地域をリードできる女性農業者を育成し、令和 7（2025）年までに女性農業委員等が登用されていない組織を「ゼロ」にすることと、農業委員、農業協同組合の役員及び土地改良区の理事に占める女性の割合を向上させることを推進しています（図表 2-51）。

また、女性が能力を発揮できる環境を整備し、活躍する機会を増やしていくため、男女別トイレの整備等の女性が働きやすい環境づくりを支援しています。

こうした中、女性が農山漁村でいきいきと活躍できる環境づくりに役立てることを目的として、農山漁村の活性化、農業経営や政策・方針決定への女性参画推進など、女性活躍推進のために優れた活動を行っている個人・団体を表彰しています。

取組事例 ^{のざき}野崎^こちさ子^{とわだし}氏（青森県十和田市）

^{のざき}野崎氏は、生活改善グループ活動をきっかけとして、自家生産堆肥を使用した米や野菜、郷土料理等の旬の素材を活用した農産加工品を道の駅で販売する起業活動のほか、地域小学生への食育、高齢者サロンやコミュニティ食堂の開設など、農山漁村女性リーダーとして地域を牽引する活動を行ってきました。

また、農業委員として、自身の経験を生かした家族経営協定の普及活動のほか、女性に農業委員の仕事をもっと身近に感じて興味を持ってもらうため、女性が参加しやすいよう料理教室と組み合わせて、農地の相談や農業者年金等をテーマとした座談会を企画、開催しています。

こうした女性の力で地域を活性化してきた長年の活動が高く評価され、令和 4（2022）年度農山漁村女性活躍表彰の女性地域社会参画部門（個人）において農林水産大臣賞を受賞しました。



食堂で提供するお弁当調理の様子

取組事例 ^{くまが いいへいじ}有限会社熊谷伊兵治^{さけがわむら}ナメコ生産所（山形県鮭川村）

女性が働く上で、環境整備は大切な課題の 1 つです。東北では 8 団体が令和 3（2021）年度補正予算「女性の就農環境改善緊急対策事業」に取り組み、グループ活動や環境整備を行いました。

^{さけがわむら}山形県鮭川村の有限会社熊谷伊兵治^{くまが いいへいじ}ナメコ生産所では、当事業を活用して男女別の洋式水洗トイレに改修したことで、働きやすい職場環境となり、子育て世代から高齢者世代まで幅広い世代の人材が長期的に活躍できるようになりました。施設見学や収穫体験への受入れも増やすことができ、地域の活性化にもつながっています。



（有）熊谷伊兵治ナメコ生産所

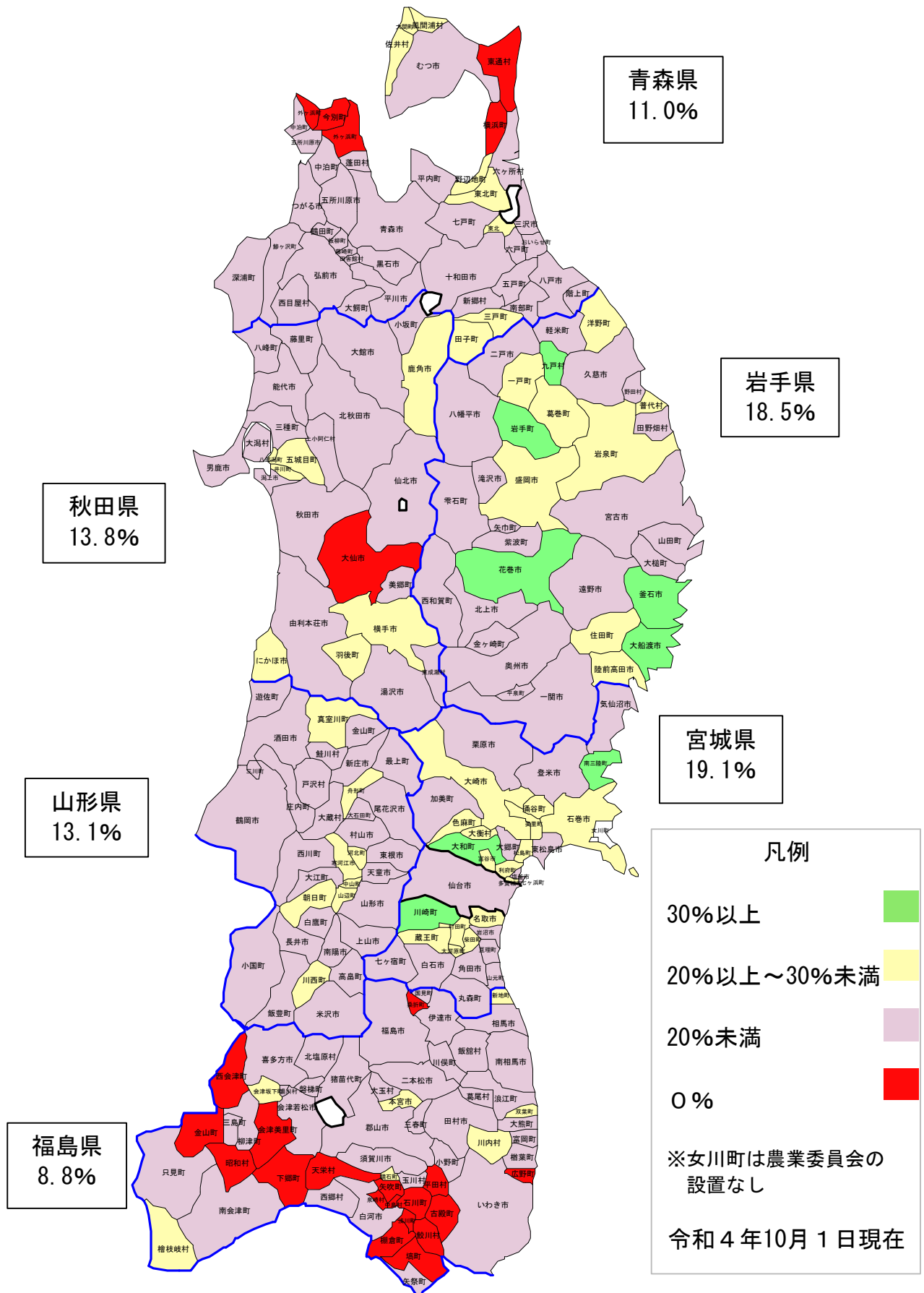


従業員のみなさん



改修した女性用トイレ

図表 2-51 市町村別農業委員に占める女性の割合



(3) 競争力強化・国土強靱化のための農業農村整備の計画的な推進

ア 農地の大区画化・汎用化

現状と課題

- 更なる農業者の高齢化・減少が見込まれる中、農業を次世代へ継承するために担い手への農地の集積・集約化を進める必要がありますが、農地の区画が狭小・排水不良等の生産条件の不利により、農地の受け手がなく、集積・集約化が進まない恐れがあります。

施策

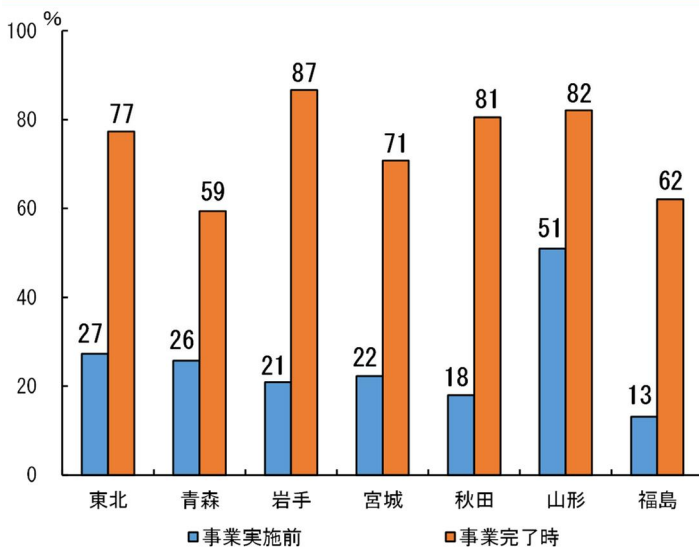
農地の大区画化や汎用化を進めるとともに、農地バンクを活用した農地の集積・集約化による担い手等の確保、スマート農業の実装加速化による生産コスト低減や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

事業実施状況

東北において、農地整備事業の実施前後の担い手への農地利用集積の割合をみると、事業実施前の27%から事業実施後は77%と50ポイント増加しており、事業を契機とした農地の利用集積が進んでいます（図表 2-52）。

また、水田の50a以上区画整備率では、宮城県が31%と最も高く、次いで秋田県が26%となっています（図表 2-53）。

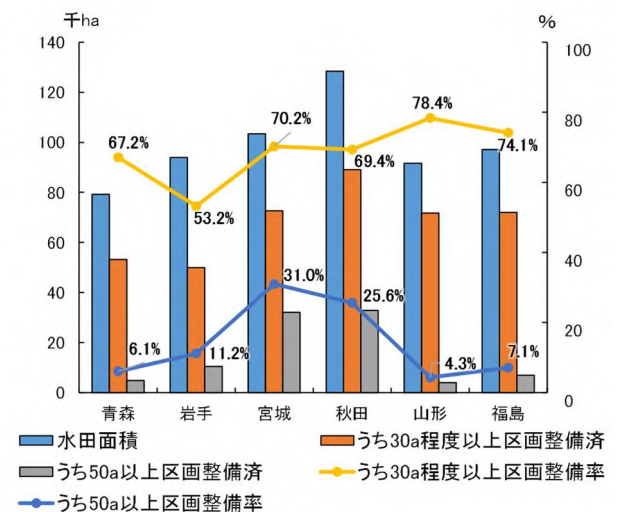
図表 2-52 農地整備を契機とした担い手への農地利用集積率



資料：東北農政局調べ

調査対象地区は、平成29(2017)～令和3(2021)年度に基盤整備を完了した地区

図表 2-53 水田の整備状況



資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」（令和3(2021)年7月15日時点）

農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」（令和3(2021)年3月31日時点）

取組事例 農業競争力強化農地整備事業 赤松通り・烏川赤松地区(山形県大蔵村)

赤松通り・烏川赤松地区では、区画整理に加え、パイプかんがい方式や地下かんがいシステム等の整備により、水田の汎用化を実現しました。

この整備により、高収益作物への転換が加速し、トマトハウスの団地化が進みました。令和4(2022)年には、事業実施前の3倍以上の4.4haに作付面積が拡大し、トマトを使用したカレー等の加工品の商品開発など6次産業化の取組も進んでいます。

これにより新たな雇用も生まれ、地区内外の若者の就業の場を広げるのに一役買っています。



団地化されたトマトハウス

イ 農業水利施設の適切な更新・長寿命化

現状

- 農業農村整備事業により造成された基幹的農業用排水路の総延長は約5万1千 km で、このうち東北は約8,800kmと約2割を占めています。さらに、標準耐用年数を超過した施設は、機場等で約8割、頭首工・水路で約4割に上ります。

施策

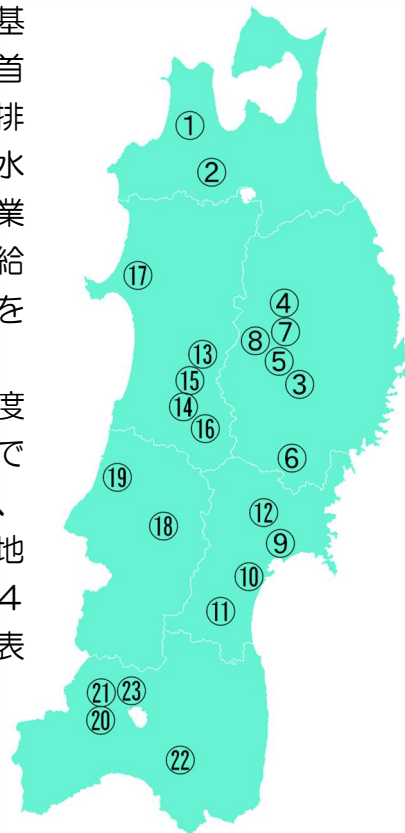
既存施設を有効活用するため、予防保全対策による施設の長寿命化や、計画的な更新を進めます。

国営かんがい排水事業の実施状況

国営かんがい排水事業は、農業生産の基礎となるダム、頭首工、揚排水機場、用水路等の基幹的な水利施設を整備し、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図る事業です。

令和4(2022)年度は、全国101地区で事業を実施しており、このうち東北は23地区と全国の約1/4を占めています(図表2-54)。

図表 2-54 国営かんがい排水事業の実施地区



資料：東北農政局作成

県名	番号	地区名	受益面積 (ha)	ダム	頭首工	揚排水機場	用水路	排水機場	排水路
青森県	①	津軽北部二期	6,189		○	○	○	○	○
	②	浅瀬石川二期	7,839	○	○	○	○	○	○
岩手県	③	和賀中央	3,598		○		○		○
	④	岩手山麓	1,574	○			○		
	⑤	豊沢川	4,250	○					
	⑥	須川	648			○	○		
	⑦	盛岡南部	4,400		○	○	○		
	⑧	雫石川沿岸	856	○					
宮城県	⑨	河南二期	4,707			○	○	○	○
	⑩	名取川	2,653		○				
	⑪	角田	2,737						○
	⑫	旧迫川	912			○	○		
秋田県	⑬	田沢二期	4,697		○		○		
	⑭	横手西部	9,102						○
	⑮	旭川	3,159	○	○		○		
	⑯	成瀬皆瀬	10,060	○			○		
	⑰	八朗湯	11,733				○		○
山形県	⑱	村山北部	3,174	○	○		○		
	⑲	最上川下流左岸	5,921					○	○
福島県	⑳	会津南部	4,320		○		○		
	㉑	会津北部	4,558	○	○		○		
	㉒	母畑	1,965	○			○		
	㉓	雄国山麓	542	○		○	○		

県営水利施設等保全高度化事業の実施状況

県営水利施設等保全高度化事業は、老朽化した水利施設の長寿命化や更新を行う事業です。

令和4(2022)年度は、全国702地区で事業を実施しており、このうち東北の実施地区は50地区と全国の約7%となっています。



老朽化した水路及び分水ゲートを更新

ウ 防災重点ため池対策の強化

現状と課題

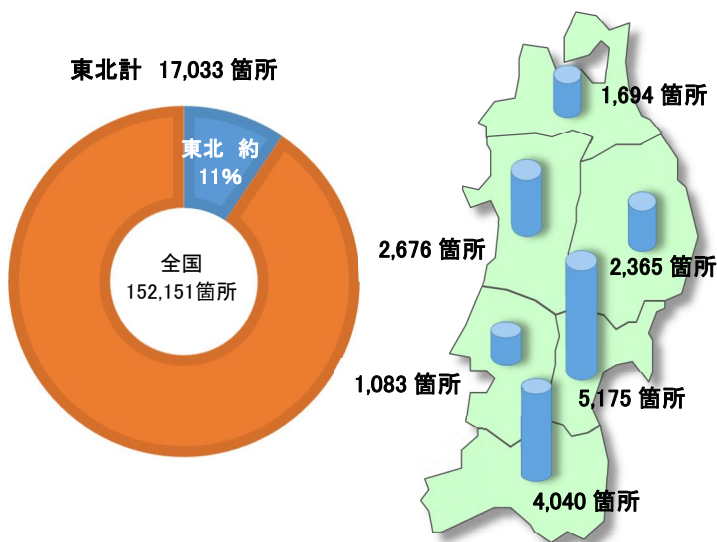
- 農業用ため池は、東北に1万7,033箇所存在し、全国（約15万箇所）の約1割となっています（図表2-55）。
- このうち、防災重点農業用ため池は4,604箇所あり、多くのため池で老朽化が進んでいることへの対応や、近年多発している地震・集中豪雨等による災害の防止が急務となっています（図表2-56）。

施策

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。

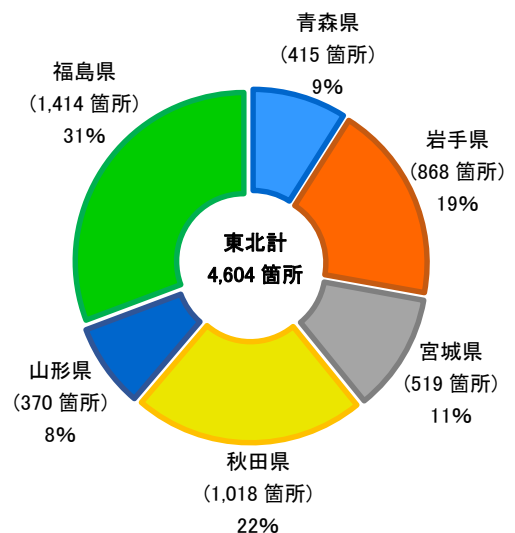
東北のため池の状況

図表 2-55 農業用ため池の箇所数



資料：農林水産省調べ（令和4(2022)年12月末時点）

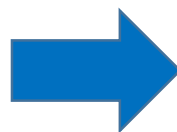
図表 2-56 防災重点農業用ため池の県別割合



資料：農林水産省調べ（令和3(2021)年7月末時点）

事業実施状況

老朽化し漏水等が発生している防災重点農業用ため池の改修を行い、ため池の安全性を確保しています。また、近年多発する大規模地震に備えた耐震照査と必要な整備、集中豪雨による決壊を防止する豪雨照査と必要な整備を行っています。



洪水流下能力の強化

工 頻発化・激甚化する豪雨災害への対応

現状と課題

- 近年、頻発化・激甚化する豪雨災害等に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、農地・農業用施設の湛水被害防止対策のハード対策とともに、地域住民への啓発活動等のソフト対策の整備が急務となっています。

施策

排水機場の整備、水田の活用（田んぼダム）、既存ダムの洪水調節機能強化等を「流域治水」の取組の一環として推進します。

排水機場の整備

経年的な劣化に伴う故障等により、排水機能に支障が生じたり、耐震性が不足する排水機場の改修を行います。機能低下した排水機場の施設機能の保全と耐震化のための整備を一体的に実施することにより、排水機能の維持と豪雨時における地域の湛水被害を防止します。



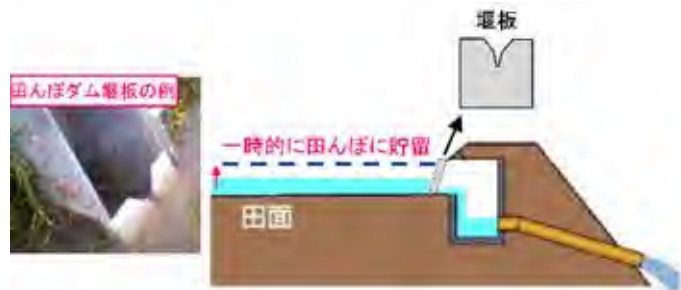
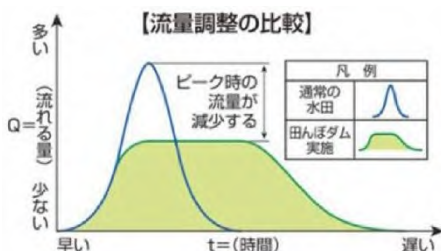
排水機場完成イメージ

田んぼダムの取組

田んぼダムとは、大雨時に水田の落水口^{らくすいこう}に流出量を抑制するための落水量調整装置等を設置し、雨水貯留能力を人為的に高める取組です（図表 2-57）。

東北においては、多面的機能支払交付金の加算措置を活用し、令和4(2022)年度に田んぼダムに取り組んだ活動組織は68組織で、取組面積は約5,400haとなっています。加えて、農地整備事業においても田んぼダムの取組にかかる支援の充実を図っています。

図表 2-57 田んぼダムの仕組み



農業用ダムの洪水調節機能強化の取組

大雨が予想される際に、あらかじめダムの水位を下げることで大雨による流入を貯留し、下流域の氾濫被害リスクの低減を図る取組を令和2(2020)年から開始しています。

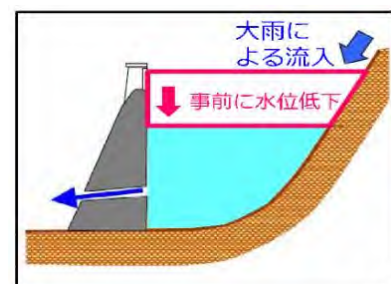
この取組にあたっては、河川管理者及びダム管理者等で「治水協定」を締結する必要があります。東北では同年12月までに88基について、「治水協定」が締結されています（図表 2-58）。

図表 2-58 農業用ダムの治水協定締結状況(東北)
(令和4(2022)年12月時点)

単位：基

区分	直轄ダム	補助ダム	合計
1級水系	24	50	74
2級水系	－	14	14
合計	24	64	88

資料：東北農政局作成



農業用ダムの活用イメージ

オ 農道・集落排水施設等の整備

現状と課題

- 農業と農村の振興にあたっては、農村に人が住み続けるための条件を整備することが重要ですが、農村インフラ（農業集落排水施設や農道・集落道等）の老朽化が進行しているため、その対策が急務となっています。

施策

農業インフラの強靱化のための整備や農村の生活インフラ（情報通信環境の整備等）を整備することにより、定住条件を確保します。

事業実施状況

農業集落排水施設や農道・集落道等の再編・強靱化及び高度化のための整備のほか、地域全体の農村インフラ施設の整備方針や各施設の点検診断・機能保全計画の策定等を支援するために、令和3(2021)年度に農村整備事業が創設され、東北では令和4(2022)年度に50地区で実施しました。

また、農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）では、ICT（情報通信技術）を活用して、農業水利施設、ため池、農業集落排水施設等の管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化の取組やスマート農業の導入に必要な情報通信環境の整備に対する支援をハード・ソフトの両面から行っています。東北では令和4(2022)年度に4地区で実施しました。

取組事例 農村整備事業 ^{やなとり めいわ} 梁取・明和地区(福島県南会津郡只見町) ^{みなみあいづぐんただみまち}

^{みなみあいづぐんただみまち} 福島県南会津郡只見町の^{やなとり} 梁取地区及び^{めいわ} 明和地区では、施設の老朽化や地区内人口の減少に伴い、農業集落排水の事業運営が厳しい状況となっています。

このため、農村整備事業により、隣接する農業集落排水地区と処理施設を再編・集約し、老朽化した処理場は廃止することで、農業集落排水施設の維持管理コストの削減及び強靱化を図り、農村の持続性の向上につなげています。



農業集落排水施設の再編・集約の整備イメージ



接続管新設



統合先の明和处理場

資料：東北農政局作成

8 農山漁村の活性化

(1) 地域資源等を活用した農山漁村の活性化

ア 棚田・中山間地域の振興

現状と課題

- 中山間地域は、食料生産と多面的機能の維持・発揮の両面で重要な役割を担っていますが、傾斜地が多く存在し、生産条件の不利から営農継続が困難となる恐れがあります。
- 特に、棚田の維持には多大なコストを要し、農業のみでの維持には限界があることから、棚田を核とした地域振興を通じて将来に継承していくことが必要です。

施策

棚田地域を始めとする中山間地域の振興を図るため、棚田地域振興法に基づき、棚田を核とした地域振興の取組を支援するとともに、農業生産基盤の整備と地域の収益力向上を図るための生産、販売施設等の整備を総合的に支援します。

実施状況

東北では、令和5(2023)年5月末時点で、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域が26地域あり、全地域で指定棚田地域振興活動計画(14計画)の策定から認定までを了し、棚田等の保全、棚田地域の有する多面的機能の維持・発揮等、棚田地域の振興に取り組んでいます。

取組事例 ラジコン式草刈り機で省力化 ^{しかむら}四ヶ村の棚田(山形県^{おおくらむら}大蔵村)



「四ヶ村棚田ほたる火コンサート」の様子



ラジコン式草刈り機の説明会の様子

^{しかむら}四ヶ村の棚田は、農林水産省実施の「つなぐ棚田遺産」に認定されており、山形県の地域振興を担うトッププランナーです。地域では、夜の棚田イベント等、村全体を巻き込んだ様々な取組が実施されています。

^{しかむら}四ヶ村の棚田地域振興協議会では、棚田の草刈りにおける負担軽減と作業の安全性を確保するため山形県と^{おおくらむら}大蔵村の補助事業を活用して、遠隔操作が可能なラジコン式草刈り機を導入し、令和3(2021)年6月から本格始動しました。ラジコン式草刈り機は最大斜度50度まで使用でき、作業時速は2kmから4km、刈り幅は112cmと、10aを約13分で刈ることが可能で、刈払機15台分と同等の草刈能力があります。

同協議会では、約120ha、約1,900枚の棚田の畦畔管理のため、年3回の草刈りを行っています。人口減少や高齢化により休耕田が増加傾向にあることから、「ラジコン式草刈り機の導入により棚田の農作業を少しでも楽に。」と省力化に期待を寄せています。

イ 農泊の推進

現状と課題

- 農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農泊」は、地域の活性化と所得向上を図る取組であり、令和4(2022)年度末までに東北で90地域の農泊地域を創出しています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策として、移動制限が課せられ、農山漁村に宿泊する機会が大幅に減る中で、新たなコンテンツの提供や、多様な地域資源の更なる活用等による収入の確保が求められています。

施策

農泊を実施するための体制整備、観光コンテンツの磨き上げ、地域全体でのプログラム企画等の取組、インバウンドやワーケーションの受入れへの対応、食や景観を活用した高付加価値化コンテンツ開発等をソフト対策で支援するとともに、農家民宿、古民家等を活用した滞在施設や体験・交流施設等の整備を支援します。

実施状況

東北の令和4(2022)年度の農山漁村振興交付金事業実施団体数は14団体（ソフト事業9団体、ハード事業1団体、高度化促進事業4団体）となっています。

農泊地域の実施状況をみると、コロナ禍で多数の団体の宿泊客数が激減した中、マイクロツーリズムへの対応、ワーケーションの受入れ、宿泊施設やレストランなどを水平的にネットワーク化する「地域まるごとホテル」の取組等、地域資源を活用しながら多様なニーズに対応する受入体制の整備が進められ、地域の活性化と所得向上につながっています。

取組事例 一般社団法人天栄村ふるさと夢学校（福島県天栄村）

一般社団法人天栄村ふるさと夢学校は、平成21(2009)年に設立され、教育旅行、都市農村交流、インバウンド等の受入地域として、雄大な自然や歴史、伝統文化等の魅力ある地域資源を活用した農泊の取組を進めています。地域が一丸となって、活動していくことを目的に、様々な団体で組織されており、「農」「官」「商」「学」「域」で連携した受入体制整備を展開しています。

近年では、コロナ禍の影響によりこれまでの活動の急速な変化を余儀なくされたものの、ドライブ in シアターやオンラインツアー等の柔軟なスタイルで受入れを継続し、ウィズコロナの時代に沿った受入体制整備や企画提案に取り組みました。

現在は、教育旅行をターゲットとしたSDGs学習コンテンツの確立のほか、村の地域資源を活用した体験コンテンツの更なる充実を目指し、活動を進めています。



インバウンド農業体験



オンラインツアー



料理体験(おにぎり作り)



企業の体験受入れ

セイバー ジャパン SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)

- 東北におけるSAVOR JAPAN※の認定地域は6地域(図表 2-59)で、全国では40地域が認定されています(令和5(2023)年4月時点)。
- 認定地域においては、国等からの支援を活用しながらマーケティング調査や海外でのプロモーション等によりニーズを把握し、観光ルートの充実、地元食材を使ったメニュー開発、パンフレットの多言語化等により地域の食と食文化を活用した独自の取組とそのPRを展開しています。
- こうした取組により外国人観光客や宿泊者数の増加が図られました。

図表 2-59 セイバー ジャパン SAVOR JAPAN認定地域概要(東北)(令和5(2023)年4月時点)

認定年度	地域	実行組織	地域の食	内容
平成28年 (2016) 11月	一関市・平泉町 (岩手県)	一関もち食 推進会議	もち料理 	武家社会の儀礼から生まれた「もち本膳」に加え、旬の農産物を活かした多彩なもちの具が創作され、その食べ方のバリエーションは約300種。生活や生業に関連した「もち食文化」による地域ブランディングを実施。
	鶴岡市 (山形県)	鶴岡食文化創造 都市推進協議会	精進料理 	50種類以上の生きた文化財「在来作物」や、出羽三山に伝わる精進料理と精神文化を体感し、宿坊・農家・漁家民宿、温泉等で外国人旅行者が長期滞在できる周遊ルートを提供。
平成29年 (2017) 12月	大館地域 (秋田県)	(一社) 秋田犬 ツーリズム	きりたんぼ 	地域の伝統食「きりたんぼ」と、「秋田犬」、「マタギ」の歴史的関係に焦点を当て、「きりたんぼ」の誕生ストーリーを農家とのふれあいにより体感することが出来る。
	会津若松市 (福島県)	会津若松市 食と農の景勝地 推進協議会	伝統ごっつお 会津清酒 	会津の伝統料理・会津清酒と、それに関連した武家文化の歴史的魅力を、訪日外国人の趣向に合わせた複数の周遊ルートでの「食・酒」の提供等により体験。
令和4年 (2022) 1月	十和田市 (青森県)	(一社) 十和田奥入瀬 観光機構	十和田バラ焼き 十和田湖ひめます 	十和田短角牛等を使用し、十和田市産にんにくを使用したタレで仕上げる市民のソウルフード「十和田バラ焼き」とともに、十和田湖や奥入瀬溪流などの豊かな自然や、現代アートを楽しむことが出来る。
	石巻地域 (宮城県)	(一社) 石巻圏観光 推進機構	ほや雑煮 石巻せり鍋 	世界三大漁場三陸・金華山沖を擁し、水産業・農業が発展。金華山を含む壮大な景観や震災関連施設、農業・漁業・狩猟体験を結びつけた周遊ルートを開発。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savor.jp/#a6>

資料：農林水産省資料「SAVOR JAPAN 認定地域概要」より抜粋

施策

地域の食と魅力を「SAVOR JAPAN」ブランドとして海外に発信すべく、農林水産省と関係府省庁が緊密に連携して情報発信事業(政府系サイトでの情報発信、海外での和食普及イベント、海外での映像・番組放映)等に取り組んでいます。

※ 「SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)」とは、日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を推進する農山漁村の中から、特に食文化を海外に発信する地域の取組を農林水産大臣が認定しているものである。

ウ 農福連携の推進

現状

- 農業と福祉が連携した取組（農福連携）は、農業の面では労働力の確保や農業に対する理解の向上、福祉の面では障害者や生活困窮者の働く場、高齢者の生きがいづくりの場の創出など、農業と福祉の双方においてメリットがある取組です。
- 東北農政局は、この農福連携を推進するため、福祉農園の開設・拡充や障害者の農産物生産・加工技術の習得等、令和4(2022)年度時点で 24 地域の取組に対して支援を行っています。

施策

農林水産分野での障害者等の雇用・活躍の場を創出し、農山漁村の維持・発展を図るため、農福連携のための施設の整備、障害者の職場定着を支援する人材の育成、作業手順のマニュアル化等を一体的（農福連携対策）に支援します。

実施状況

東北の令和4(2022)年度の新規採択地区は3件で、うちハード事業（農福連携整備事業）及びソフト事業（農福連携推進事業）の両方を実施している地区が2件、ソフト事業のみ実施している地区が1件です。

また、継続地区は12件で、うちハード事業及びソフト事業の両方を実施している地区が10件、ソフト事業のみ実施している地区が2件となっています。

各事業者の実施状況をみると、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、取組に支障が出た事例も見受けられましたが、交付金による施設整備やマニュアル作成、研修等の取組を通じて、農福連携の推進が図られました。

取組事例 社会福祉法人 ^{がっさん} 月山福祉会 ^{つるおかし} 作業所月山(山形県鶴岡市)

多機能型事業所を運営する社会福祉法人月山福祉会の「作業所月山」は、平成23(2011)年から障害者の福祉を目的に、畜産事業、農作物の生産、加工、販売に取り組んでいます。

現在は障害者39名が月山短角牛の飼育、県特産の「だだちゃ豆」、落花生等の野菜の生産、庄内柿、ブルーベリー、イチジク等の栽培とジャムの加工販売を行っています。

工賃アップと利用者の自立生活を目標に活動し、事業規模は拡大してきており、今後も更なる取組の発展が期待されます。

ノウフク・アワード 2022
準グランプリ受賞



短角牛の放牧の様子



だだちゃ豆の農作業風景



短角牛の仔牛の世話



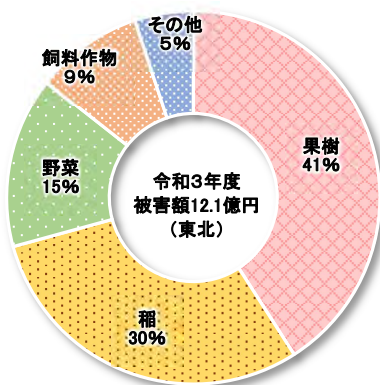
月山福祉会と北里大学との
共同現地調査の様子

エ 鳥獣被害防止対策とジビエの利活用の促進

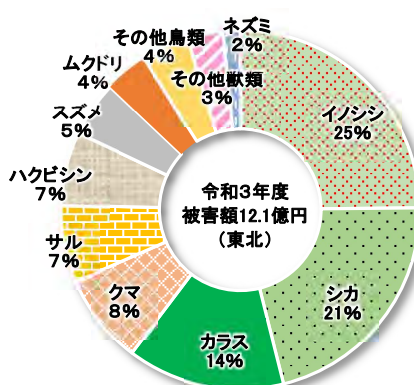
現状

- 東北における令和3(2021)年度の野生鳥獣による農作物被害金額は約12.1億円(全国の7.8%)で、作物別の被害割合は、果樹が41%と最も多く、次いで稲30%、野菜15%の順となっています(図表2-60)。鳥獣別の被害割合は、イノシシが25%と最も多く、次いでシカ21%、カラス14%、クマ8%の順となっています(図表2-61)。
- また、県別の被害金額では岩手県と山形県が4.1億円と他県よりも多く、シカ、イノシシ等の獣類が過半数を占めています(図表2-62)。

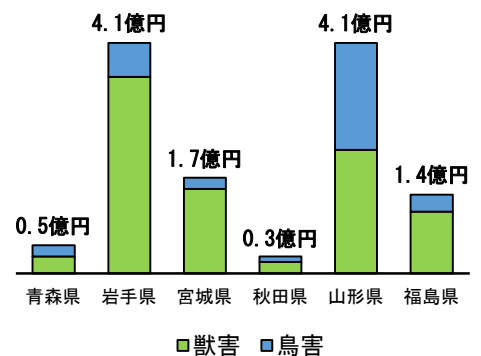
図表 2-60 作物別被害割合(東北)



図表 2-61 鳥獣別被害割合(東北)



図表 2-62 県別被害金額(東北)



資料：東北農政局調べ「令和3年度 野生鳥獣による農作物被害状況調査」

施策

鳥獣被害防止総合対策交付金により、市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、農林水産業等に被害を及ぼす①鳥獣の捕獲等、②被害防除、③生息環境管理等の取組や、捕獲鳥獣のジビエ利活用に向けた取組を、各県を通じて総合的に支援しています。

取組事例 ジビエ利用の取組(岩手県大槌町ほか)

東北では、福島第一原発事故の影響により、現在でもイノシシ、シカ等の野生鳥獣肉(ジビエ)の出荷制限が設定されている一方、岩手県大槌町、宮城県石巻市及び女川町ではシカ肉を全頭検査することにより出荷制限を一部解除し、出荷・販売が行われています。特に、大槌町では、令和4(2022)年度に鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、1,000頭規模のジビエ処理加工施設を整備し、ジビエ利用の規模拡大を進めています。また、宮城県大崎市ではイノシシを対象とした処理加工施設を整備中であり、農作物被害対策により捕獲した野生鳥獣を地域資源として活用する取組が進んでいます。



新設した大槌町ジビエ処理加工施設
(令和5(2023)年3月完成)



施設内：内臓摘出室と2次処理室(精肉加工)



オ 農山漁村発イノベーション及び農工商等連携事業の実施状況

(ア) 6次産業化の推進

現状と課題

- 農林漁業者をはじめとする関係者の努力により、6次産業化の市場規模は着実に拡大しています。

施策

6次産業化とは、「六次産業化・地産地消法^{※1}」に基づき、農林漁業者が主体となって生産・加工・販売を一体的に行うものです。農林漁業者等が総合化事業計画を自ら作成し、国から認定を受けることができます。

なお、六次産業化・地産地消法の認定を受けた事業者は、令和4(2022)年度から「農山漁村発イノベーション対策^{※2}」により農産物加工・販売施設等の整備に対して支援が受けられます。

総合化事業計画の認定状況

東北における令和4(2022)年度末の総合化事業計画の認定件数は累計で380件（全国2,630件）となっています。計画の内容は、農畜産物を活用したものが91%を占め、その内訳は野菜が31%と最も多くなっています（図表2-63、2-64）。

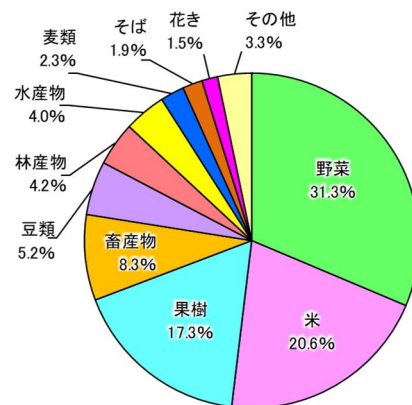
図表 2-63 県別認定件数累計

					単位: 件
区 分	総合化事業計画の認定件数				研究開発・成果利用事業計画
	内 訳				
	農畜産物	林産物	水産物		
青森県	72	68	0	4	1
岩手県	53	46	4	3	1
宮城県	82	66	2	14	1
秋田県	63	58	2	3	0
山形県	68	64	4	0	0
福島県	42	42	0	0	1
東北計	380	344	12	24	4

資料：東北農政局作成

注：認定件数及び対象農林水産物別比率は令和5(2023)年3月末現在。

図表 2-64 対象農林水産物別比率

取組事例 有限会社 竹鶏ファーム^{たけとり}（平成25(2013)年度認定事業者）（宮城県白石市^{しろいし}）

（有）竹鶏ファームは、自社で生産する鶏卵のブランド化及び循環型農業を軸とした生産、加工、販売に取り組んでいます。

アニマルウェルフェアに配慮したストレスのない飼育環境で生産された鶏卵は「竹鶏たまご」としてブランド化されており、加工施設で作られるプリンやシフォンケーキ等とともに併設の直売所や県内外のスーパー、大手百貨店、自社オンラインショップ等で販売され、消費者から大変好評を得ています。本事業の取り組み後、従業員数は約3.2倍の35名となり、雇用機会の提供により地域に貢献しています。

また、現在、鶏糞の堆肥化に取り組み、地元農家に無償で提供することで、飼料用米や飼料用作物の生産につなげています。今後も持続可能な循環型地域社会の構築に取り組むこととしています。

<https://www.taketori-farm.co.jp>



竹鶏ファーム直売所

6次産業化商品
（プリン、マヨネーズ、
シフォンケーキ）

※1 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」の略称。

※2 「農山漁村発イノベーション対策」とは、これまでの6次産業化を発展させ、地域の文化・歴史や森林、景観等、農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業等も含めた多様な主体の参画によって新事業や付加価値を創出していく取組である。

(イ) 農商工等連携事業の実施状況

農商工等連携事業計画の認定状況

東北における令和4(2022)年度末時点の農商工等連携事業計画の認定件数累計は80件(全国817件)となっています。計画の内容は、農畜産物を利用したものが87%を占め、その内訳は米が20.0%と最も多く、次いで野菜17.8%、果実13.3%となっています(図表2-65、図表2-66)。

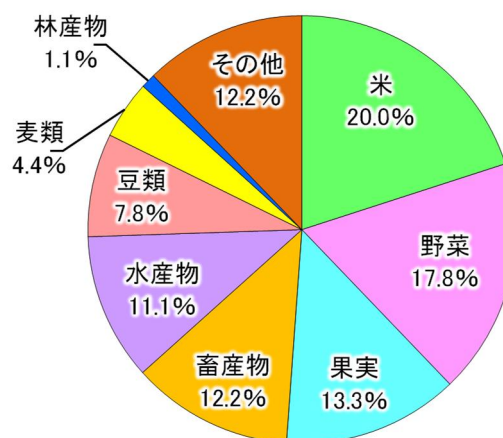
農商工等連携事業計画では、総合化事業計画と同様に、農業分野における活用が主となっていますが、総合化事業計画に比べ水産物の活用比率が高くなっています。

図表 2-65 県別認定件数累計

単位: 件

区分	農商工等連携事業計画の認定件数			
		内 訳		
		農畜産物	林産物	水産物
青森県	14	13	0	1
岩手県	8	7	0	1
宮城県	13	11	0	2
秋田県	13	11	0	2
山形県	18	13	1	4
福島県	14	13	0	1
東北計	80	68	1	11

図表 2-66 活用される農林水産資源別比率



資料：東北農政局作成

注：認定件数及び対象農林水産物別比率は令和5(2023)年3月末現在。

(2) 日本型直接支払の推進

ア 多面的機能支払制度の推進

現状と課題

- 農地や農業水利施設等は、土地改良区を中心とした地域のコミュニティにより適切に維持管理されることによって、多面的機能の発揮に大きな役割を果たしてきましたが、農村協働力の脆弱化が進み、農地・農業用水等の維持管理に支障が生じつつあります。

施策

農業・農村の有する多面的機能が維持・発揮されるとともに、地域全体で担い手を支えるため、農業者等で構成される活動組織が農地を維持していくための活動や、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動を支援します。

実施状況(令和4(2022)年度)

農地維持支払交付金

農用地、水路、農道等の地域資源について、地域共同で行う草刈りや泥上げなどの基礎的な保全活動等を行う組織に対する支援

取組面積は 445,675ha（全国の 19%）で対前年比 100%

資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）

水路、農道等の施設の軽微な補修、農村環境の保全活動等を行う組織に対する支援

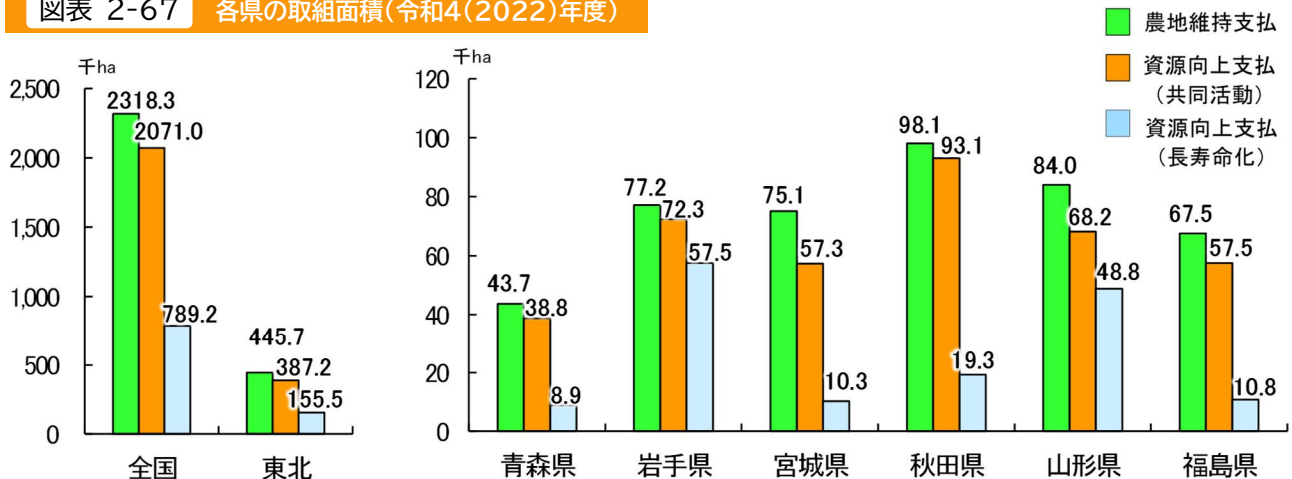
取組面積は 387,177ha（全国の 19%）で対前年比 100%

資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

老朽化した施設の長寿命化のための補修・更新等を行う組織に対する支援

取組面積は 155,512ha（全国の 20%）で対前年比 100%

図表 2-67 各県の取組面積(令和4(2022)年度)



資料:東北農政局作成

地域の共同活動事例

地域共同活動による水路の泥上げ等、地域資源の保全管理を行うとともに、女性や子供も含む地域ぐるみでの植栽活動等の農村環境保全活動を行うことにより、地域コミュニティの形成が図られています。



水路の泥上げ



植栽活動

イ 中山間地域等直接支払制度の推進

現状と課題

- 中山間地域は、食料生産と多面的機能の維持・発揮の両面で重要な役割を担っていますが、傾斜地が多く存在し、ほ場の大区画化や大型農業機械の導入、農地の集積・集約化が容易ではない状況もあり、営農継続が困難となるおそれがあります。

施策

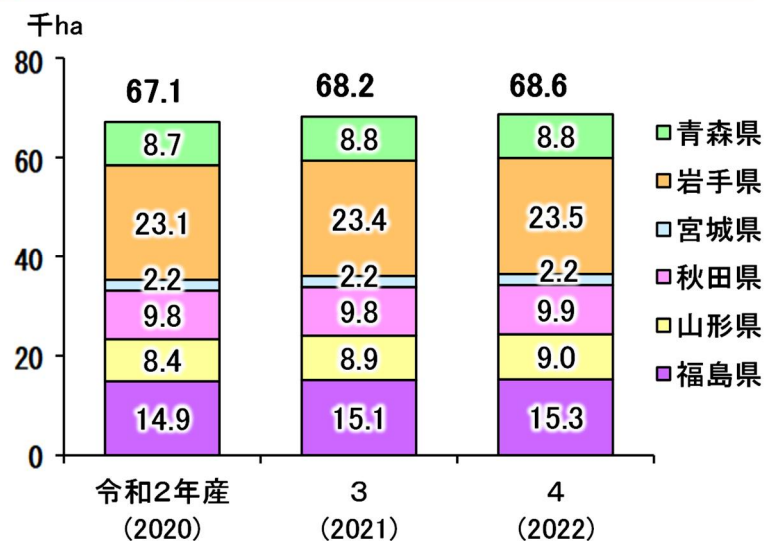
中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、棚田地域を含む中山間地域等での農業生産活動を継続して行う農業者を支援します。

実施状況

令和4(2022)年度の全国における中山間地域等直接支払交付金の取組面積は60万2,100haで、そのうち東北は6万8,600haとなっています。

県別にみると、岩手県(2万3,500ha)が最も多く、次いで福島県(1万5,300ha)、秋田県(9,900ha)の順となっています(図表 2-68)。

図表 2-68 各県の取組面積の推移



資料：東北農政局作成

注：1) 東北の取組面積の値と各県の値の合計は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。

2) 各年度の数値は各年度末(3月末)時点で取りまとめた値。

取組事例 ^{かみおぐに}上小国集落協定(青森県外ヶ浜町)^{そとがはままち}

上小国集落協定では、話し合いを通じ集落の農業者全戸からなる「農事組合法人上小国ファーム」を設立しました。当集落をモデルとして町内では多くの集落営農組織が法人化しました。その後、令和元(2019)年に6つの集落営農法人が出資して(株)アグライズ外ヶ浜を設立し、オペレーターの調整や中山間地域等直接支払事務の一元化等を実施しています。

その他にも、上小国のお山参詣等の行事や通学路の除雪、高齢者宅への声かけ等の地域の生活や暮らしを守る活動も行っています。



集落営農組織間の
オペレーター調整等の話し合い



お山参詣の様様

ウ 環境保全型農業直接支払制度の推進

現状と課題

- 東北における令和4(2022)年度の環境保全型農業直接支払交付金の取組については、実施件数が547件(対前年98.6%)、実施市町村数が115市町村(同100%)、実施面積が2万599ha(同97.9%)と前年度とほぼ同様となっています。
- 温室効果ガス排出削減や生物多様性保全の推進に貢献するため、環境保全に効果の高い取組の更なる拡大が必要です。

施策

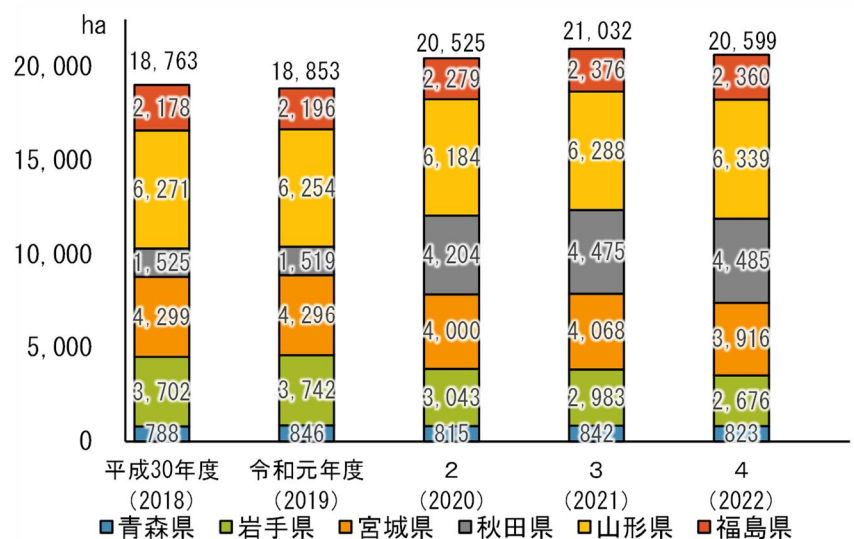
農業者が組織する団体等において、化学肥料及び化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援しています。

実施面積の推移

令和4(2022)年度の全国における実施面積は8万2,803haで、うち東北は2万599haとなっており、全国の25%を占めています。

また、令和4(2022)年度の実施面積を県別にみると、山形県(6,339ha)が最も多く、次いで秋田県(4,485ha)、宮城県(3,916ha)の順となっています(図表2-69)。

図表 2-69 環境保全型農業直接支払交付金の実施面積(県別)



資料：東北農政局作成

注：各年度末現在の値。

取組事例 宮城県地域特認取組(栗原市、登米市、大崎市等)

○冬期湛水管理(冬期間の水田に水を張る取組)※

宮城県北部では、^{かぶくりぬま}蕪栗沼周辺において、個々の生産者が平成10(1998)年から冬期湛水の取組を始め、平成15(2003)年度以降は地域の集落単位で取り組まれるようになりました。

平成25(2013)年度から地域特認取組として実施されている冬期湛水管理は「ふゆみずたんぼ」とも呼ばれ、菌類やイトミミズ、カエルなどの多様な生物を息づかせ人間と自然の共生を可能にしています。



冬期湛水管理の状況

※ 冬期の水田に水を張って鳥類その他の湿地性生物の生息環境を確保することにより、生物多様性保全効果に寄与する。

9 近年の自然災害への対応

(1)令和4年3月16日の福島県沖地震

被害状況

- 令和4(2022)年3月16日夜中の福島県沖を震源とする最大震度6強の地震は、宮城県及び福島県を中心に甚大な被害をもたらしました。
- 被害は農業用ハウス等の倒壊が多く、栽培されていたトマト等の作物が被害を受けました。
- 東日本大震災の被災地の復興は着実に進展してきたところですが、令和元(2019)年東日本台風の被害や近年の新型コロナウイルス感染症の影響がある中での災害であったため、復興に向けた希望が失われることがないよう、速やかに対応を行いました。

図表 2-70 宮城県の被害の状況(令和4(2022)年6月17日時点)

宮城県の農業関係被害額	45.6億円
農作物等	32.1億円
農地・農業用施設	13.5億円

資料：記者発表資料「令和4年3月16日福島県沖を震源とする地震に伴う被害状況等について」



台の一部落下（宮城県）

図表 2-71 福島県の被害の状況(令和4(2022)年6月22日時点)

福島県の農業関係被害額	27.6億円
農作物等	1.8億円
農地・農業用施設	25.8億円

資料：福島県災害対策本部員会議（第22回）



ベッドの崩落（福島県）

東北農政局の取組

東北農政局では、3月16日に東北農政局災害対策本部を設置し、計5回の会議を実施し被害情報の収集・共有等を行っています。

また、3月17日から宮城県、山形県及び福島県にMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイsteam）を派遣し、令和4(2022)年の営農再開に向け取り組みました。

農地・農業用施設等の復旧状況

災害復旧事業により、被災した農地1.4ha及び農業用施設74箇所の復旧工事を行い、令和5(2023)年度内の完了の予定です。



ため池の被災状況 施行前
（福島県新地町）



施工後

(2)令和4年7月及び8月の大雨

被害状況

- 令和4(2022)年7月及び8月の大雨では、低気圧や前線による記録的な大雨により、一部の地域では線状降水帯が発生し猛烈な雨が降り続き、東北各地で、農地・農業用施設の損壊、農作物の冠水、農業用ハウスの浸水等の甚大な被害が発生しました。

図表 2-72 東北管内の大雨に係る被害の状況(令和5(2023)年3月31日時点)

	農作物等	農地・農業用施設関係	合 計
7月15日からの大雨	51.3億円	45.9億円	97.2億円
8月3日からの大雨	126.3億円	240.4億円	366.7億円

資料：農林水産省作成

東北農政局の取組

東北農政局では、7月16日に東北農政局災害対策本部を設置するとともに、東北管内各県にリエゾンを派遣し、被害等の情報共有と情報収集体制の確保を図りました。

また、つがる市と中泊町^{なかとまりまち}にまたがる津軽北部地区^{つがるほくぶ}において、河川の氾濫による湛水被害が発生したため、8月12日から22日にかけて、MAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイsteam）を派遣し、東北農政局の災害応急用排水ポンプ車による排水作業の支援を行いました。



農地の湛水状況（青森県つがる市）

排水状況（中泊町^{なかとまりまち}）

農地・農業用施設等の復旧状況

災害復旧事業により、被災した農地170ha及び農業用施設687箇所の復旧を行うこととしており、農地79ha及び農業用施設423箇所については、すでに工事に着手しています。

矢ノ目排水機場の冠水
（宮城県大崎市^{おおさきし}）大光堤1号ため池の決壊
（山形県川西町^{かわにしまち}）